

1. 全般に関するもの

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>本事例に盛り込まれた具体的な業況・業種・疎明の方法等が一人歩きし、実際の検査に際し、本運用例で述べられている事例以外は認められないようなこと(事例の中で具体的な確認資料を列挙したことにより、検査の際、資料を準備できない場合は、一律、債務者区分を引き下げざるを得ないようなこと)になると、さらに、金融検査マニュアルの機械的・画一的な運用が強まる懸念もある。</p> <p>別冊のはじめにも「本検証ポイント等の適用に当たっても、機械的・画一的な運用に陥らないように留意し、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。」と記述されているが、実際の検査に当たっては、本別冊の位置付けがあくまでも例示であり、各金融機関の実態や考え方・説明を十分踏まえた運用が行われるよう特段の配慮をお願いしたい。(全国地方銀行協会)</p> <p>(同趣旨の意見：第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、東京都民銀行、中小企業庁、福井商工会議所、全国銀行員組合連合会議)</p>	<p>「別添3 1.はじめに」において、「本検証ポイント等の適用に当たっても、機械的・画一的な運用に陥らないように留意し、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。」としたところであるが、ご意見等を踏まえ、次のとおり修文した。</p> <p>「本検証ポイント等の適用に当たっても、字義通りの取扱いを行うことなく、金融機関と十分な意見交換を通じて、債務者の経営実態の把握に努め、機械的・画一的な運用に陥らないよう留意する必要がある。」</p>
<p>本マニュアルにおける「中小・零細企業等」については、具体的にどの範囲を想定しているのか、明示していただきたい。(例えば、中小企業基本法の定義に準ずる等)(日本損害保険協会)</p> <p>(同趣旨の意見：全国信用保証協会連合会、東京信用保証協会、個人・中小企業診断士、全国銀行協会)</p>	<p>一般に、中小・零細企業等は、経営と所有が分離しておらず、企業と代表者等が一体となって経営がなされているところが多いことから、適切な債務者区分の判定を行うためには、このような特性を踏まえて判断する必要がある。</p> <p>しかしながら、このような特性は、例えば、中堅クラスの企業においてもみられる可能性がある一方、大企業の子会社などではみられない場合もあると考えられる。</p> <p>また、仮に、一定の定義を設けた場合、それにより却って画一的な取扱いになり的確な経営実態の把握が行われぬおそれもあることから、定義を設けていないところである。</p> <p>いずれにしても、与信を行う金融機関が債務者の特性に応じてどのように債務者管理を行っているかということがポイントであり、検査においても管理方法について検証することになる。</p>
<p>金融検査の信頼性を担保するべく、検査官の指導はもとより、中小企業金融の実態に明るい検査官を養成するべく、十分な手段をとられるよう要請する。(中小企業庁)</p>	<p>金融検査マニュアルの機械的・画一的な適用防止のため、これまでも検査立入前、立入中、立入後において、重層的に諸施策を講じてきたところであるが、今般の別冊についても、検査官に対する研修の充実や検査モニター強化などにより、適切な検査の実施に努めてまいりたい。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>当マニュアル別冊については、検査官によって取扱いが異なることのないよう十分に指導・徹底していただきたい。(全国商工会連合会)</p>	<p>同上</p>
<p>現場の金融検査は下限に張り付く保守的なものになっている。その一因は、検査官の検査結果に対する評価責任だと推測される。即ち検査の結果として「正常」の判断がなされた後、不幸にして当該金融機関が破綻した場合の当局の検査責任を恐れている。検査官の評価責任については、状況変化があるなど、下限に張り付くことが無いように指導が必要。(個人・大学教員)</p>	<p>同上</p>
<p>デフレ対応策で示された検査官に対する指導・訓練、検査の適正性をチェックするプロセスの充実を図っていただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>同上</p>
<p>今後、適用事例の集積を図り、検証ポイントに関する運用例の充実、適時更新を図ることを希望する。(第二地方銀行協会) (同趣旨の意見：中小企業庁、全国中小企業団体中央会、全国信用金庫協会)</p>	<p>今後とも必要に応じて運用例の追加・更新を検討してまいりたい。</p>
<p>運用事例はさらに事例を増やして、概算でもB / S、P / Lを示して欲しい。(個人・中小企業診断士)</p>	<p>同上 なお、運用例は、検証ポイントの解説に重点を置いたものである。いずれにしても、債務者区分の判断に当たっては、個々の債務者の経営実態を踏まえて行われるものとする。</p>
<p>金融検査マニュアル別冊の作成に当たっては、個別中小企業の経営実態等を踏まえた融資の実情を考慮し、きめ細かな検査を行い得るものとしていただきたい。(埼玉県知事)</p>	<p>中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、今般作成した別冊等を参考に、経営実態の把握の向上による適切な検査の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>金融検査マニュアルの運用に当たっては、中小企業への円滑な資金供給確保の観点から、信用金庫・信用組合をはじめとする地域金融機関の役割を十分に配慮した適切な運用に御配慮いただきたい。(埼玉県知事)</p>	<p>同上</p>
<p>今回別冊に対して向けられたコメントについては引き続き、またさらに、今回のような債務者区分の論点にとどまらず金融検査全体の問題について、金融庁におかれても金融機関のみならず借り手側中小企業のニーズを織り込んだ上で、十分な検討を尽くされるよう強く要請する。(中小企業庁)</p>	<p>同上</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>これを機会に金融検査マニュアルが、中小企業育成という観点をもって運用されることを期待する。その為にも、各方面からの情報の収集・意見交換、具体的で十分な事例の研究と金融検査マニュアルへの盛り込みとともに、基準の弾力的な運用を期待する。(東京都民銀行)</p>	<p>中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、今般作成した別冊等を参考に、経営実態の把握の向上による適切な検査の実施に努めてまいりたい。</p> <p>加えて、今後とも必要に応じて運用例の追加・更新を検討してまいりたい。</p>
<p>金融検査マニュアルの運用に当たっては、金融機関の健全性と同時に、政策上の重要課題である景気回復の面において、その運用が景気低迷等の増幅要因につながっていないかどうか、総合的な経済政策の幅広い視点から関係省庁とも連携のうえ、経済環境に応じた運用をしていくことが肝要であると考える。(全国信用金庫協会)</p>	<p>適切な資産査定を行うためには、個々の経営実態を十分把握することが重要であることから、今般、中小・零細企業等の特性を踏まえた債務者の経営実態の把握の向上に資するため、パブリック・コメントに付し、今般別冊を作成したところである。</p> <p>いずれにしても、こうした施策等を通じて、引き続き、適切な検査の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>別冊内容面においても、大半のものは中小企業金融について金融機関で既に織り込み済みのものが多いように見受けられ、マニュアル改訂による実質的で実効的な改善効果については、なお今後の状況に注視する必要がある。(個人・大阪商工団体連合会)</p>	<p>中小・零細企業等の経営実態の把握の向上を図るため、別冊の適切な適用に関する研修などの諸施策を充実・強化することにより、今後とも適切な検査の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>一定規模以下の中小・零細企業向け融資に関しては、大数の法則を活用して信用リスクを計量化したうえで審査モデルを開発し、それに基づいた手法で審査を行っているケースもあるので、この場合は本別冊とは異なった運用になることを認めていただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>一般に自己査定とは、金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。</p> <p>現行金融検査マニュアルにおいては、原則として、各金融機関において債務者区分と整合性のとれた信用格付を付すことを前提としている。</p> <p>いずれにしても、金融検査マニュアルでは、各金融機関がそれぞれの規模や特性に応じた信用リスク管理態勢を構築することについて否定しておらず、各金融機関においては、自己のリスク認識に応じて、合理的な対応及び説明が求められると考える。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>原則として経営者の連帯保証を求めない上場企業（物的会社）と、経営者の連帯保証を徴求する中小企業（人的会社）への融資では、本質的に異なる。特に親戚・友人に迷惑をかけられないという中小企業経営者の真剣な経営姿勢が、企業再建につながり破綻を防止し、あるいは破綻しても損害を最小限にとどめることになる。</p> <p>以上のように、中小企業の経営者の倫理性が高ければ、不況においても滅多に破綻しない点を十分評価するよう、金融検査マニュアルに取り入れてほしい。（個人・公認会計士） （同趣旨の意見：個人・布施民主商工会事務局）</p>	<p>代表者等個人の信用力等についても、債務者区分の判断に当たって勘案する要素の一つとしているところであり、事例7において解説しているところである。</p>
<p>債務者区分の判断基準を一律機械的に行うのではなく、中小企業の経営実態に適合する常識的な基準に変えること。例えば、要管理先は、年商を越える貸出、営業利益の赤字など中小企業経営の常識から判断して妥当であるものとする。貸出条件の変更は中小企業経営では日常的にとられる措置であり表面的な区分は合理性に欠ける。</p> <p>債務者区分等の判断では、財務状況以外の定性要素として、当該企業の業暦や雇用状況、経営指針（経営理念・方針・計画）の確立状況、創造法・経営革新法・ISO等の認定状況なども勘案すること。 （中小企業家同友会全国協議会） （同趣旨の意見：個人・木材団体会長）</p>	<p>中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、その特殊性を総合的に勘案して行うこととしており、引き続きこれを徹底してまいりたい。</p> <p>なお、財務状況以外の要素について、単にそうしたものがあるというだけではなく、それが今後の返済能力等に及ぼす影響度合いについて検討する必要があると考えている。</p> <p>したがって、各金融機関は、自身のリスク認識に基づき合理的な説明が求められると考える。</p>
<p>景気の回復が見られない中での財務内容の改善は困難である。したがって、例えば、実質債務超過解消期間や経営改善計画の計画期間や達成率等の点において一段の弾力的運用が必要であると考えている。（全国信用金庫協会） （同趣旨の意見：関西銀行、全国銀行協会）</p>	<p>中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業の返済能力等の検討に加え、例えば、代表者等との一体性等、その特性を総合的に勘案して判断するものとする。</p>
<p>今回示された事例には、債務償還年数の切り口からのものはないが、中小零細企業の債務者区分判定においては、債務償還年数は原則として影響を及ぼさないという理解でよいか明確していただきたい。（全国銀行協会）</p>	<p>同上</p>
<p>売上の減少は、不況とデフレの進行で当然と考えるべき。そのことをもって要注意先以下に分類することはないようにすべき。代表者の経営努力の中身をみて判断すべき。（個人・布施民主商工会事務局）</p>	<p>同上</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>健全な中小企業を連鎖倒産などに引き込むことのないよう、親会社や取引先企業の倒産等の影響を受けた中小企業の債務者区分については、最大限配慮されたい。(福井商工会議所)</p>	<p>同上</p>
<p>「地域の特性」についても勘案若しくは考慮すべき事項として追加してほしい。(栃木県商工会議所連合会) (同趣旨の意見：個人・銀行産業労働組合中央執行副委員長)</p>	<p>同上</p>
<p>地域経済についての政策判断(地域の社会的経済的安定、雇用確保)も重要である。即ち地域の特性を踏まえた政策的な金融機関経営が、決して株主・預金者の利害と対立するものではないことを地域金融機関自身が方針として打ち出し、当局がそれに理解を示すことが必要である。当局自身も地域金融の意義を十分理解して検査を行うようにマニュアルで確認すべきである。(個人・大学教員)</p>	<p>同上</p>
<p>地域金融機関にとって検査マニュアルの内容には、地域経済の実態を踏まえた地域地方自治体の行政施策を加味した、中小企業評価を行う必要がある。(個人・銀行産業労働組合中央執行副委員長)</p>	<p>同上</p>
<p>検証ポイントは、大企業編と中小企業編で対比した形で表記すべきである。そこには中小金融機関が地域経済に果たす役割を十分に反映した検証ポイントが盛り込まれる必要がある。(個人)</p>	<p>同上</p>
<p>マニュアル別冊(案)は、13の事例が例示されているが、逆に、その事例にとらわれ、画一的に判断される可能性がある。地域や環境に対する中小企業の貢献を加点するなどの措置が必要である。(個人・木材団体会長)</p>	<p>同上</p>
<p>中小・零細企業の業績低迷・不安定の解釈についてはその特性を総合的に勘案し、最終的に返済原資が確保され、企業存続に懸念がなければ正常先との判断を可能とするなど、さらに柔軟な対応が必要である。(全国銀行員組合連合会議)</p>	<p>債務者区分は、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等によりその返済能力を検討して、その状況等により総合的に判断するものである。今般の別冊は、中小・零細企業等の特性を踏まえた検証ポイントやその運用例を掲げ、その経営実態の把握の向上に資するよう作成したものである。</p>
<p>検査に当たっては、債務者からの経営ビジョン、スタンスなどの申告制度も取り入れるべき。特に資料の乏しい個人事業に関しては必要である。(個人・布施民主商工会事務局)</p>	<p>金融検査は、金融機関の自己査定 of 正確性について検証するものである。金融機関は、その正確性確保のため、債務者の経営実態を十分に把握する必要があると考える。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>地域ノウハウ＝自己査定への尊重、同時に金融機関の自己査定のあり方についての厳格な指導。(職場の自由と民主主義を守る銀行連絡会)</p>	<p>金融機関が行う自己査定においては、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たり、今般の別冊などを参考に、より一層の債務者管理の充実が図られることを期待している。また、検査における自己査定の正確性の検証に当たっても、別冊の趣旨をも踏まえ、適切な検査の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>中小・個人企業等は大企業とは違い、自己資本が脆弱といった特性がある。この脆弱な自己資本を補うものとして、金融機関等よりの借入が実質自己資本的(借入のロールオーバー等固定資金化)な色彩を帯びていることは否めず、事業規模(年商・利益水準)等によって相違はあるにせよ、一定の借入は適正ではないかと考えられる。中小・個人企業等を自己査定する場合、実質借入額をフリーキャッシュフローによって何年で返済出来るかといった現行の方法も頷けるが、同時にこれら企業等の自己資本の脆弱性に鑑み、中小・個人企業等の適正借入規模を数値基準等で示して頂けたら、健全性の目安になると考えられる。(個人・近畿大阪銀行)</p>	<p>債務者区分の判断は、個々の債務者の経営実態に応じて的確に行われる必要があると考えており、一定の形式的基準を示すことは、そのことにとらわれて却って機械的・画一的な運用を招くことにつながり、的確な債務者区分の判断の妨げになるのではないかと考えている。</p>
<p>中小企業に対する資金供給の円滑化等の政府のデフレ対策の趣旨に鑑みると、昨今の貸し渋りの解決策として無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等が急がれている。</p> <p>そうした中であって、現在の金融検査マニュアル上の債務者区分方式に従い、小口事業案件を一件ずつ査定していくことは事実上不可能であり、商品設計上のネックとなっている。スコアリング方式等を採用して大数の法則に依存して行う小口事業融資は信用リスクが大幅に軽減される可能性が大であり、そのため、現行の債務者区分方式とは異なる評価方式が必要と考えられる。</p> <p>以上の観点から、マニュアル改訂に当たっては、相応の個所に、「小口事業融資について、統計的観点から合理的な審査・格付がされているものについては、商品等を単位としたセグメント毎に延滞日数等を算出し、それにより債務者区分を確定することができる」等の一文を入れることにより、中小企業金融の現状を打破し将来の展望を開いていただきたい。(個人・近畿大阪銀行)</p>	<p>各金融機関は、自己のリスク管理態勢について、金融検査マニュアルにおける債務者区分等との整合性について合理的な説明が求められると考える。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>地域金融機関としての信金・信組が主に取引相手としている中小・零細企業の業績による債務者区分は、要注意先から破綻懸念先の間に集中しており、他の金融機関と比してよりおおきな塊となっているものと思われる。</p> <p>一方、貸倒引当率は、要注意先の中の要管理先が15%程度に対して、ワンランク下の破綻懸念先は一般的には70%から80%程度の引当率になっていると考えられ、貸倒引当率に極端な差がある。</p> <p>このため、中小・零細企業の業績に少しの変化があり、債務者区分が要管理先から破綻懸念先に変った場合、引当率の急激な上昇により、実態以上に信金・信組の経営成績に過大な影響を与えることとなる。また、実態的に見て要注意先とも破綻懸念先ともどちらともいえない状況の中小・零細企業が多数あり、保守の見方があるいは楽観の見方かの相違により、当該金融機関に大きな影響を与えることとなる。</p> <p>この状況は、中小・零細企業の財政状態や貸倒率等を適正に反映しているとは考えられないため、破綻懸念先を細分化することを認め、例えば、破綻懸念先第一区分として、貸倒引当率30%から50%程度の債務者区分を設けることが適当と考える。</p> <p>なお、本件は、大企業にも当てはまるケースが考えられるため、本編（金融検査マニュアル）にも記載すべきである。（日本公認会計士協会）</p>	<p>貸倒引当金の算定は、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ、将来の予想損失額等を適正に見積もることであり、各金融機関においては、自らの信用リスク認識に応じた信用リスク管理態勢の整備を図る必要があると考える。</p>
<p>家業的、生業的企業が多い信金・信組の債務者区分は現行の6区分では、実際上はリスク管理上不要であるばかりか、実務上も煩瑣であるから、債務者区分をもっと簡素化すべき。小口多数にリスクが分散されているのだから、住宅ローン債権と同様に延滞状況からみた簡易基準による分類でよいのではないか。（個人・生協連合会）</p>	<p>各金融機関は、自己のリスク管理態勢について、金融検査マニュアルにおける債務者区分等との整合性について合理的な説明が求められると考える。</p>
<p>債務者区分を現行の5区分から新たに3区分、例えば中小企業の経営実態に沿った、「普通先」、「要注意先」、「破綻先」の3区分に改めること。（中小企業家同友会全国協議会）</p>	<p>同上</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>連結信用リスク管理の観点から、大口先については債務者区分を合わせる。ただし、入手情報や与信状況が異なることもあるので債務者区分が相違するケースも認めるべきである。(関西銀行)</p>	<p>金融機関が行う自己査定は、その判断の基となる債務者の財務情報等や債務の履行状況等が各金融機関において差異があることから、他の金融機関と必ずしも同じものになるとは限らない。</p> <p>一方、検査において、金融機関の債務者の実態把握に不十分な面があると認められる場合には、更なる検討を促して、より実態を反映した債務者区分の判断に結びつけるよう努めているところである。</p>
<p>金融機関によって、債務者区分が異なるのは納得できない。自己査定といいながら、金融機関からは金融庁の意向だからと説明されている。(個人)</p>	<p>同上</p>
<p>マニュアル別冊(案)は、「中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用確保のため」に作成されたが、多くの説明を要する個別の事例集が求められること自体が別の基準を必要としていることの証左である。検査官が事例集の例示にとらわれて、狭く解釈する恐れもある。特に、減点査定が中心で、当該中小企業への加点に対する判断に個人差が強く出る可能性がある。より安定した解釈、判断とするためにも大企業とは別の中小企業向け融資基準が求められている。(中小企業家同友会全国協議会)</p> <p>(同趣旨の意見：全国信用金庫信用組合労働組合連合会、個人・団体職員、個人)</p>	<p>金融機関においては、適切な資産査定等を行うことにより、その健全性を確保することが極めて重要である。このことは、全ての金融機関に共通する原則であると考えており、その判断基準について、差を設けることは適当でないと考えます。</p> <p>今回の別冊作成の趣旨は、特に中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たり、当該企業の財務諸表のみにとらわれて判断することは適当ではないことから、具体的な運用例等を作成することにより債務者の経営実態の把握の向上に資することを目的としたものである。</p>
<p>「はじめに」の後半においては「金融業態によりその判断基準に差を設けるというものではない」として、いわゆるダブルスタンダードの考えを否定しているところは、画一的な適用となつてはいけないとする批判を意識しての別冊策定と矛盾しているのではないか。(個人・大阪商工団体連合会)</p>	<p>同上</p>
<p>ローカルスタンダードの導入(地域住民と行政や金融機関の協力関係の援助、地域振興のための協議機関を設置)金融検査は、この趣旨に合致した経営実態にあるかを基準とする。(職場の自由と民主主義を守る銀行連絡会)</p>	<p>金融機関が行う自己査定においては、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たり、今般の別冊などを参考に、より一層の債務者管理の充実が図られることを期待している。また、検査における自己査定の正確性の検証に当たっても、別冊の趣旨をも踏まえ、適切な検査の実施に努めてまいりたい。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>検査官と当該金融機関との債務者区分等で「見解の相違」がある場合、意見具申制度が設けられており、これまで約100件の申立の半分程度で金融機関の言い分が認められている。名前を伏せた上でこれまでの金融機関の申立とそれに対する金融庁の判断を情報開示すべきである。また、借り手側が債務者区分等で「見解の相違」がある場合も、意見を申し述べられる制度を検討すべきである。(中小企業家同友会全国協議会)</p>	<p>意見申出事案については、申出者たる金融機関に対し、事案の審理結果のみならず、その判断理由等についても説明しているところである。</p> <p>なお、当局としても意見申出制度の適切な運営を確保するために、意見申出の状況を可能な範囲で開示しているところであり、その開示内容については今後とも充実に努めてまいりたい。</p> <p>また、金融機関と検査官の間で意見の一致をみなかったものについては、公正で透明な手続を確保する観点から検査班とは異なる専門のセクションにおいて処理を実施する意見申出制度を整備しているところである。したがって、金融機関が検査官の意見に納得できない場合は、当該制度が活用されているところである。</p>
<p>意見具申の制度が設けられているが、担当者が替わるだけであり、同じ検査機関に異議を申し立てるのでは、公正・公平な判断に欠ける恐れがある。したがって、不服申立のできる第三者機関を設置し、公正・公平な判断を仰げるようにすべきである。また、借り手も検査による債務者区分等の変更により、融資を打ち切られたり条件変更された場合、それに不服申立ができるようにする必要がある。(全国銀行労働組合連合会)</p>	<p>意見申出事案の処理については、公正で透明な手続を確保する観点から検査班とは異なる専門セクションが担当しているところである。</p> <p>なお、意見申出の状況を説明すれば、13機関より176事案の申出がなされ、そのうち約5割について金融機関の意見が妥当と認められているところである。</p> <p>また、金融機関の個々の融資対応については、各金融機関の自主的な経営判断により決定されるものであり、他方、金融検査は、金融機関のリスク管理態勢等の確認を目的としており、金融機関の経営判断にまで立ち入るものではない。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>金融機関はこのマニュアル（別冊）に基づいて貸付を行うこととなるのか。金融機関はここまで十分説明できる資料を持ち、判断をしているのか。貸付の際にはどの程度に資料とどのような角度からの検討を要するのか。検査に際して金融庁はどのような立場から（貸し手、借り手、預金者、監督者）意見を金融機関に対して述べているのか。検査官は金融機関の自己査定との乖離幅が大きければ大きいほど、また、債務者区分を変える件数が「手柄」となるのか。そうであるならば、国税庁からの出向者の多いゆえ、「手柄」のために査定を厳しくすることのないよう、その点もマニュアルに明記したほうがよいのではないかと。</p> <p>「自己責任原則」とは「法令以外のことであれば自己の責任において自由」という意味か。自己査定を当局が調べるのは、査定の結果が自己資本比率に反映されるから。査定においてはどこからどこまでが「自己責任」なのか。与信総量が国内4%で法定のもので、リスク量（割合）だけは金融機関の「経営判断＝自己責任」だとすると、程度にもよるが、それぞれの債務者区分や償却引当額は最終的には金融庁の判断に一任されるというのが現実なのではないかと。金融庁による査定の判断の基準は「常識」によるのか。</p> <p>また、金融機関がバブル期にあれだけ大量に貸し付けておいて、今になって「貸し渋り」をするときに使う常套句「金融庁からの指導があって」というのはどうもおかしいと感じるのですが、実際、金融機関と意見が相違しやすい箇所があれば、わかりやすく記載してもらえないか。金融庁はどのような点を持って金融機関に「これはおかしい」というのか。（個人）</p>	<p>金融検査は、銀行法等の規定に基づき、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために行うものであり、自己査定とは、金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業と位置付けられている。</p> <p>金融検査は、金融機関の自己査定の正確性について検証するものであり、金融機関はその正確性確保のため、債務者の経営実態を十分に把握する必要があると考えられる。</p> <p>当庁としては、今般の別冊作成を機に、さらに検査水準の向上を図り、適正な検査の実施に努めてまいりたいと考えている。金融機関においても別冊を参考に、さらに資産査定態勢の向上を図られることを期待したい。</p>
<p>自己査定を認めず、要注意先、破綻懸念先などの「債務者区分」を行うが、それは金融庁の判断を強要し、個別貸出債権の評価ではなく債務者を一括で評価するもので、行政機関である金融庁が企業（債務者）の格付けを行いレッテルをはる結果になっている。（個人・団体職員）</p>	<p>金融検査は、金融機関が行う自己査定と外部監査を前提に、適切な資産査定及び適正な償却・引当を確保することを目的としたものである。</p> <p>いずれにしても、債務者区分の判断に当たっては、債務者の経営実態を踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないようにする必要があると考えている。</p>
<p>「マニュアル別冊」で明らかにした中小・零細企業の定性的実態に踏み込んだ債務者区分を、金融機関が行う自己査定を尊重し、金融庁の査定に当たっても、当該企業からの求めがある場合は、直接定性的側面の把握ができるような体制をとること。（個人・団体職員）</p>	<p>同上</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>現行「検査マニュアル」に基づく検査は貸出債権を評価する基準が「信用リスク」一本で、そのことによって約定どおりの返済を行っている中小企業に対して、担保価値の下落による債務超過を理由にRCC送りにする事例が多数あるが、債権の種類ごとの評価をするよう改めること。(個人・団体職員)</p>	<p>債務者区分は、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等によりその返済能力を検討して、その状況等により総合的に判断するものである。今般の別冊は、中小・零細企業等の特性を踏まえた検証ポイントやその運用例を掲げ、その経営実態の把握の向上に資するよう作成したものである。</p>
<p>運用例に類似するような中小企業が、今日までの信用金庫、信用組合の破綻に伴って、整理回収機構に送られている。運用例ではいずれも「正常先」または「要注意先」に分類されており、受け皿金融機関「正常先、要注意先は引き継ぐ」と表明もしている。しかし、このマニュアルが出される前に整理回収機構に送られた中小企業が多くいることは、今までの債権分類に、やはり画一的な適用という問題があったことを示している。(個人・大阪商工団体連合会)</p>	<p>金融検査マニュアルの機械的・画一的な適用防止のため、これまでも検査立入前、立入中、立入後において、重層的に諸施策を講じてきたところであるが、今般の別冊についても、検査官に対する研修の充実や検査モニターの強化などにより、適切な検査の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>効率本位のメガバンクの経営の現場から見て、国民経済に大きな役割を果たしている中小企業向け取引に対する社会的責任を軽視している実情を踏まえこの観点からの検査結果の公表を、重ねて要望する。(個人・銀行産業労働組合中央執行副委員長)</p>	<p>検査結果の公表については、個別金融機関の利益を害するおそれがあるので、これを差し控えているところである。</p>
<p>破綻懸念先と区分され税務署に担保物件の売却について相談に行ったところ、譲渡所得税の支払いは必要とのことである。税務的には破綻とは認められない状況での債務者分類はおかしいのではないか。(個人・アルバイト)</p>	<p>金融機関の自己査定は、金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業となるものであり、税務上の取扱いとは必ずしも一致しない場合があるものと考えられる。</p>
<p>「土地」は償却資産と異なり、年々減価せず時価による売却も出来ることから償却に見合った返済は要しない。「土地」については、簿価を要収益返済借入金から控除して、債務償還能力を検証すべきである。(関西銀行)</p>	<p>債務者区分は、個々の貸出金の資金用途、返済財源やプロジェクトの内容等、あるいは、その時々債務者の経営実態などを総合的に勘案して判断されるものとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>賃貸ビル経営での借入返済期間は減価償却期間でもいいのではないか。しかも、ここ1年ほどで銀行から示される期間が短くなっておりおかしいと思う。(個人)</p>	<p>一般に、設備資金(特に収益物件取得資金)の貸出期間については、今後の設備老朽化に伴う追加費用負担の発生、入居率の低下、家賃水準の低下などのリスクを勘案すれば、融資案件に当たってそれぞれの収益物件が内包するリスクに応じた貸出期間の設定が行なわれると考えられる。</p>
<p>処分可能見込額と評価額の妥当性を検証するためには、破綻懸念以下先の売却事例だけでなく、正常先のコマースベースの事例も対象とすべきである。(関西銀行)</p>	<p>客観的・合理的な方法で算出されているか否かの観点から検証されるものと考ええる。</p>
<p>暴力団関連の債権などは、厳しい引当を求め、金融システムから排除すべき。(個人・布施民主商工会事務局)</p>	<p>償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実績を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もることである。ご指摘の債権などについては、別途、法令等遵守態勢等の観点から対応されるべきものと考ええる。</p>

2. 検証ポイントに関するもの

コメントの概要	コメントに対する考え方
[1. 「1. 企業の実態的な財務内容」]	
<p>基本的に法人とその代表者は別人格であり、いざと言う時に法的に追求できない「事実上の関係」をもとに安易に代表者等と同一視するのは問題があるのではないかと考える。</p> <p>具体的には、代表者借入金を見なし資本とする場合に、以下の条件が全て必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表者等自身が正常先である。 当該代表者等が保証人であるか、または当該代表者等借入金について銀行借入金に対する劣後特約がある。(個人・公認会計士) 	<p>中小・零細企業等の場合、企業と代表者等の関係が実質一体となっている場合が多いことから、そうした経営実態を勘案したほうがより適切な債務者区分の判断の確保につながるものと考えられる。</p> <p>なお、代表者等の借入金を当該企業の自己資本相当額として加味するにあたっては、当該借入金を実質的に企業に帰属するか否かがポイントであり、その判断材料としては、代表者等が当該企業に対して借入金の返済を当面要求しないことを原則としていることで確保されるものと考えられる。</p> <p>したがって、必ずしも代表者等が正常先であることや保証人であることを条件とする必要はないと考える。</p>
<p>ほとんどの中小・零細企業においては、代表者等が連帯保証人となっていることから、債務者企業自体が債務超過であるか否かは債務者区分における決定的な要素ではない。「自己資本とみなす」こと自体が、債務超過か否かを債務者区分の判定の基礎としていることを意味するものであり、機械的・形式的であるとの印象を受ける。</p> <p>代表者が連帯保証人であり、債務者と一体となって債務を返済している事実が認められる限り、当該債務者にとっては当該代表者からの借入金は実質的には負債ではない。ただし、代表者からの借入金が他の金融機関等からの資金調達に、当該債務者にとっての実質的な負債である。これは、連結決算と同様の考え方である。中小・零細企業の実態的な財務内容については、上記の「実質的な負債を返済する能力があるか否か」を総合的に検討する必要がある。(個人・公認会計士)</p>	<p>中小・零細企業等の場合、企業と代表者等を一体として捉えることはその経営実態を適切に把握する上で必要と考えており、それは一体とした場合に実質的な返済能力があるか否かの検討につながることを考えている。</p> <p>企業の実態的な財務内容は、「2. 代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力」とともに企業と代表者等との一体性に着目した検証ポイントである。</p> <p>したがって、こうした考え方を明確にする観点から、検証ポイント1.と検証ポイント2.を、検証ポイント「1. 代表者等との一体性」として整理することとした。</p> <p>これに合わせ、検証ポイント3.を検証ポイント2.とし、検証ポイント4.と検証ポイント5.を検証ポイント「3. その他」として整理し、それぞれ(1)(2)とした。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「代表者等が当該企業に対しその返済を要求する意思がない場合には、」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記部分については、通常は立証不可能であり、要件としては不相当であると思われる。(個人・公認会計士) ・ 明らかに一時的な資金の用立てと認められる場合や、調達原資が他金融機関等からの借入である場合など、実態的に自己資本と見なすことが困難なケースを除いて、原則的に自己資本相当と見なすべきであり、「返済を要求する意思がない」ことを要件とすべきではない。(第二地方銀行協会) 	<p>代表者等の借入金等を当該企業の自己資本相当額として加味するに当たっては、当該借入金の返済を代表者等が企業に求めるのか否かがポイントである。</p> <p>その際、代表者等が当該企業に対しその返済を要求する意思の確認は重要であると考えており、こういった意思については、金融機関自身の債務者管理の一環として、業務日誌等や当該企業の決算書等における代表者等からの借入金等の推移等により確認が可能と考える。</p> <p>いずれにしても重要なことは、日頃から金融機関自身が債務者管理を的確に行うことであると考えられる。</p>
<p>「当該企業に代表者等への貸付金や未収金がある場合には、」について、回収可能性を検討すべき資産は貸付金や未収金だけではないため、「貸付金や未収金等」としていただきたい。(日本損害保険協会)</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり修文した。</p> <p>「当該企業に代表者等への貸付金や未収金等がある場合には、」</p>
<p>(注)書きについて、「代表者自署による念書や確認書のほか、金融機関の業務日誌等により確認する。」のうち、「金融機関の業務日誌」については削除すべき。代表者等が返済を要求しないという事実は、当該債務者の決算書等から確認することが望ましく、当該部分は、金融機関の安易な対応を招く恐れがある。(日本銀行)</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり修文した。</p> <p>「(注)代表者等が借入金等の返済を当面要求しないことについては、金融機関の業務日誌等や当該企業の決算書等における代表者等からの借入金等の推移等により確認する。」</p>
<p>(注)書きについて、実態として、中小・零細企業の場合、代表者等の資金と企業の資金が明確に区分されていない場合が多く、代表者等が当該企業に資金を投入する場合は、当該企業の負債を負担する意思があることが前提となっている。</p> <p>よって、「代表者自署による念書や確認書」の徴求は、実態に照らすと過重な手続きであり、代表者等が借入金の返済を要しない意思は、代表者等からの借入金に対して一定期間返済が行われていないという事実を決算書等により確認すること、あるいは、金融機関の業務日誌等により確認することとすべきである。(全国地方銀行協会)</p>	<p>同上</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>(注)書きについて、「代表者自署による念書や確認書のほか、金融機関の業務日誌等により確認する。」とあるが、これを、「金融機関の業務日誌やヒアリングメモ等の管理情報により確認する。」と修正していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小零細企業においては、企業と代表者は一体であり、代表者が企業に対し返済を要求することは考えられないため、あえて意思を確認する必要はなく、念書や確認書の徴求や面談記録も不要である。 ・ この記述は、金融機関が代表者等に対し、借入金を放棄せよ、との圧力とも受け取られかねず、また、代表者等からすれば、経営会社の業績が好転し、代表者等からの借入金の弁済が十分可能になれば、この弁済を受けるのは当然のことであり、この権利を放棄させる書面を徴求する必要はない。(全国信用金庫協会) 	同上
<p>(注)書きについて、「(注)代表者等が借入金の返済を要求しないという意味については、<u>代表者自署による念書や確認書のほか</u>、金融機関の業務日誌等により確認する。」とあるが、代表者等からの借入金は、資金提供されていること自体の事実をもって判定することが妥当であると考えるので、下線部分を削除していただきたい。(全国信用組合中央協会)</p>	同上
<p>(注)書き中、「代表者自署による念書や確認書のほか、」の下線部分について、下線部分の意味は、「加えて」という意味なのか、それとも、「代えて」という意味なのか、明確にしてほしい。(日本公認会計士協会)</p>	同上
<p>検証ポイントに記載されている下記事項について確認することは困難である。したがって、当該事実が明らかである時以外は、問題ないものとして取り扱っていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者等からの借入金の原資が他の金融機関からの調達資金で賄われているかどうかを確認すること。 ・ 代表者等の収入状況について、個人収支や資金繰り等により確認すること。(全国信用金庫協会) 	<p>代表者等の借入金の原資については、代表者等の資産の内容を検討する際に確認されることから、「なお、その場合には、代表者等の個人収支や資金繰りの状況等、あるいは当該借入金等が他の金融機関からの調達資金で賄われていないかなどについて確認する。」については、削除した。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>代表者等からの借入金の調達原資が他の金融機関等からの資金調達で賄われている場合であっても、代表者等の資産と負債をネットする必要はなく、代表者個人の資金繰り等を検討し安定的なものであれば、実質自己資本とみなすことができるという理解でよいか、またこの場合に、代表者等の「負担する意思」の検証にあたっては、保証差入れは絶対条件ではなく、代表者自署による念書や確認書のほか、金融機関等の業務日誌等により確認できればよいという理解でよいかを明確にしていきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>貴見のとおり、代表者等個人の資金繰り等を検討し、判断することとなると考えられ、さらに、これらについては、検証ポイント1.(2)八.及び二.により検証することとなるため、ご指摘の部分も含めた「なお、その場合には、代表者等の個人収支や資金繰りの状況等、あるいは当該借入金等が他の金融機関からの調達資金で賄われていないかなどについて確認する。」については、削除した。</p> <p>また、代表者等の返済を要しない意思の確認については、保証差入れ(保証人)は絶対条件ではなく、さらに代表者等の自署による念書や確認書についても、他のパブリックコメント等を踏まえ、当該部分については削除し、当該注書きを、次のとおり修文した。</p> <p>「(注)代表者等が借入金等の返済を当面要求しないことについては、金融機関の業務日誌等や当該企業の決算書等における代表者等からの借入金等の推移等により確認する。」</p>
<p>「代表者等からの借入金等の後者の「等」には、代表者等の不動産、有価証券(取引金融機関に担保提供しているどうかにかかわらず)を含めるべきであるので、明記していただきたい。</p> <p>また、これにととまらず代表者等の資産のうち、キャッシュフローを生む全ての資産が含まれると考えて良いか。(全国信用金庫協会)</p>	<p>当該検証ポイントにおいては、当該企業の財務諸表上に記載されている、代表者等に関連する負債科目についての考え方を例示しているものである。</p> <p>したがって、ご指摘の代表者等の資産に関する考え方については、検証ポイント1.(2)において解説しているので参照されたい。</p>
<p>「代表者等からの借入金等」について、「借入金等」とは、借入金のほか、仮受金、未払金をも含むと理解してよいか明確にしていきたい。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>当該検証ポイントにおいては、借入金のほか、仮受金、未払金など、当該企業の財務諸表上に記載されている代表者等に関連する負債科目についての考え方を例示しているものである。</p>
<p>[2.「2.代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況とその保証能力」]</p>	
<p>厳しい状況下、赤字が続く企業は多数に上る。経済情勢を鑑みた場合、その事をもって要注意先以下にすることは、資金繰り等に支障をきたし、経営危機をもたらす可能性がある。また、その場合、代表者やその親族の資産や、キャッシュフローを見るとするのは先に回収ありきの考え方である。金融機関である以上、回収を見越すことは大事だが、その条件がそろわないことで要注意先以下にすることはないようにすべきである。(個人・布施民主商工会事務局)</p>	<p>中小企業の債務者区分の判断に当たっては、その特殊性を総合的に勘案し行うこととしており、引き続き、こうした考え方を踏まえ、適切な対応に努めてまいりたい。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>イ．について、親族の支援については、確認を行うことはありうることだが、金融機関がその親族に対して連帯保証人となることを強要することがないように留意すべきである。また、支援が取り付けられないことをもって要注意先以下にすることのないようにすべきである。(個人・布施民主商工会事務局)</p>	<p>同上</p>
<p>イ．について、代表者等の個人資産による実態修正について、「事業の実態で判断すべきで、個人を合算して判断するのは、資金調達力や事業精算余力をみる時である。よって、個人を合算して正常先や要注意先に実態修正するのはおかしい」というのが検査官の見解であるが、信金・信組の取引先は法人格を有していても実態は個人事業と同じであり、代表者と生計を一にしている同居親族、共同経営者、更には連帯保証人や兄弟等の共同事業主の合算を認めるべきではないか。(個人・生協連合会)</p>	<p>今回のマニュアル別冊は、法人格を有していても実態は個人と実質一体となっている場合が多い中小・零細企業等の経営実態の把握に資するために、現行マニュアルの解説や具体的な適用事例について作成したものである。</p> <p>中小・零細企業等においては、例えば、代表者の家族、親族等については、金融機関の与信管理方針や支援を申し出る者の状況等によって、当該企業と一体として捉えることが適当な場合もあり、そのような場合には、これらを勘案した経営実態を踏まえて債務者区分を判断する必要があると考える。</p>
<p>イ・なお書きについて、当該部分については、「代表者等」の範囲を徒に広げすぎるだけでなく、「債務者の支援の意思」を確認するのであれば、本来債務者の(連帯)保証人となるべきである。</p> <p>したがって、「代表者等」に含める者については、(連帯)保証人及び代表者の一定範囲の親族(例えば、代表者の推定相続人)とすべきではないか。(個人・銀行員)</p>	<p>保証人は、債務者が債務を履行しない場合に、法的に債務を履行する責任を負っている者であることから、代表者等には保証人だけに限定すべきという考え方もあるところであるが、金融機関の与信管理方針や支援を申し出る者の状況によっては必ずしも保証人とならない場合もあると考える。</p> <p>重要なポイントは、保証人であるか否かにかかわらず、支援の履行の確実性にあると考えており、その点については、支援の能力と支援の意思を確認することによって確保されるものと考え。</p>
<p>イ・なお書きについて、「代表者等が債務者の保証人となっていない場合であっても、債務者に対する支援の意思及び支援能力等が確認できる」ケースについて、具体的な確認方法について示していただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>貴見等を踏まえ、イ．なお書きに次のとおり(注)書きを追加した。</p> <p>「(注)代表者等が債務者の保証人となっていない場合の支援の意思については、当該代表者等の確認書、あるいは、金融機関の業務日誌等により確認する。」</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>イ・なお書き「債務者に対する支援の意思及び支援の能力等が確認できるならば、」について、以下のように修正すべき。</p> <p>「債務者に対する支援の意思及び支援の能力等が十分確認できるならば場合に限り、」</p> <p>中小・零細企業等では、代表者等が保証人となっていることが一般的。保証人となっていない場合において、代表者等の収入や資産を考慮できるのは、支援意思や能力等を確認できる場合に限ることをより明確にするため。(日本銀行)</p>	<p>支援の意思及び支援の能力等の確認の程度については、正に金融機関が有する資料等に基づく確認や金融機関との議論を踏まえたところで総合的に判断されることが重要と考えており、特に強調する必要はないと考えられる。</p>
<p>企業が、代表者等に対する慰労金や退職金支払い準備のために多額の保険金積立を行っている場合、こうした積立金に関しても企業の償還能力を判断するうえで留意する旨を明記していただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>当該企業の貸借対照表上、保険積立金として資産計上されているのであれば、その資産性について、当該債務者の償還能力等の判断の際に勘案することになると考えられる。</p>
<p>ロについて、代表者等の役員に対する報酬等が、債務者企業の借入金の返済財源となっているものであれば、こうした報酬等を費用から控除したところでの債務者企業の収益力を判定すれば足りる。(個人・公認会計士)</p>	<p>検証の方法として、執務の参考とさせていただきたい。</p>
<p>ロについて、報酬等や個人資産が実際に債務者企業の借入金の返済財源となっているものであれば、代表者等に対する「債権の減少」又は「債務の増加」として債務者企業の財務諸表等に必ず表れてくる。このことは客観的であり、実務的には必須の確認事項である。(個人・公認会計士)</p>	<p>同上</p>
<p>ロについて、債務者単体では、赤字で返済能力が認められないが、赤字要因の調査や返済状況・返済原資の確認の結果、赤字の要因が代表者等への資金負担(役員報酬・家賃等)に起因し、金融機関への返済原資を代表者等から調達を行っている場合は、合算 P/L ベースで判断してよいか、また、その場合、債務者単体ベースでの黒字化は必須条件でないという理解でよいかどうかを明確にいただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>中小・零細企業等の場合、その特性として、企業と代表者等が一体となって経営がなされているという点があるが、代表者への多額の役員報酬や家賃の支払いなどから赤字となっている場合には、赤字ということのみをもって債務者区分を行わず、赤字の要因や金融機関への返済状況、返済原資について確認し、さらに、代表者等の個人収支等を総合的に勘案し判断する必要がある。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>ロ．について、中小企業は、大手企業から安定的な受注継続を図るべく ISO 取得に多額の費用を掛ける等さまざまな経営努力を行い技術力、販売力の向上に努めており、こうしたことが赤字の要因となっているケースも少なくないことから、これら安定的な受注確保のための企業努力に伴う「一過性の費用支出に係わる赤字」についても、赤字ということのみをもって債務者区分を行わず、赤字の要因を把握し実態判断を行わなければならない旨を明記していただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>債務者区分の判断に当たっては、様々な要素を総合的に勘案して判断することは、既にマニュアルに明記してあるところである。</p>
<p>二について、債務者企業において費用処理されたものではない代表者等個人の資産余力を加味するためには、「現実に返済財源となっていること」に加えて、「適切な保全措置が講じられていること(連帯保証人となっていること及び担保設定が行われていること)を要件とすることが適切ではないか。(個人・公認会計士)</p>	<p>代表者個人の資産を加味する場合、重要なポイントは、代表者等が連帯保証人であるか否か、もしくは加味しようとする代表者等個人の資産に被検査金融機関の担保設定が行われているか否にかかわらず、支援の履行の確実性にあると考えている。</p> <p>これらの点については、支援の意思及び代表者等の資産内容や収入状況等に加え、資産の処分可能性、調達余力、資金繰り、収益力等を総合的に勘案した結果としての支援能力を確認することで確保されるものと考えている。</p> <p>なお、支援の意思については、イ．なお書きに次のとおり(注)書きを追加する。</p> <p>「(注)代表者等が債務者の保証人となっていない場合の支援の意思については、当該代表者等の確認書、あるいは、金融機関の業務日誌等により確認する。」</p>
<p>二・(イ)中「預金や有価証券等」について、「代表者が担保不足対応のために加入した生命保険」についても考慮できることをマニュアルに取り入れてほしい。(個人・自営業)</p>	<p>生命保険については、満期返戻金のある保険・共済の決算期末時点での解約受取金額が対象となると考えられる。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>二・(ロ)中「不動産については、その資産余力を企業等の返済能力として加味することができる。」について、以下のように修正すべき。</p> <p>「<u>代表者等が企業等の借入金返済のために処分する意思があり、かつ処分可能な不動産については、その資産余力を企業等の返済能力として加味することができる。</u>」</p> <p>企業等の返済能力として加味可能な資産は、企業等の借入金返済のために処分する意思があり、かつ処分可能な資産に限られることについて誤解を招かないようにするため。(日本銀行)</p>	<p>不動産については、客観的・合理的な評価額を踏まえたところでの処分可能見込額が返済能力として加味できると考えている。</p> <p>また、代表者等の資産の内容を企業の返済能力として加味する場合、ここにいう代表者等が支援の意思を有していることは既に前文において明らかにしているところであり、これをここであえて強調する必要はないと考えている。</p> <p>なお、「二.代表者等の資産の内容」については、貴見等を踏まえ、次のとおり修文した。</p> <p>「預金や有価証券等の流動資産及び不動産(処分可能見込額)等の固定資産については、返済能力として加味することができる。</p> <p>なお、その場合に、代表者等に係る借入金や第三者に対する保証債務がある場合には、当該借入金等の額を控除する。」</p>
<p>二・(ロ)中「その資産余力を企業等の返済能力として加味することができる。」について、「その資産余力」とは具体的に何を基準に算出すべきなのか。具体的な記述とすべきでないか。(個人・銀行員)</p>	<p>「二.代表者等の資産の内容」については、貴見等を踏まえ、次のとおり修文した。</p> <p>「預金や有価証券等の流動資産及び不動産(処分可能見込額)等の固定資産については、返済能力として加味することができる。</p> <p>なお、その場合は、代表者等に係る借入金や第三者に対する保証債務がある場合には、当該借入金等の額を控除する。」</p>
<p>二・(ロ)中「返済能力」は、キャッシュフローベースで判断すべきものであることから、容易に現金化できない不動産等(例えば、調整区域内等の農地、借地権、第三者への賃貸物件、工場及びその敷地等)は除外する旨を明記すべきでないか。(個人・銀行員)</p>	<p>同上</p>
<p>二・(ロ)中「なお、...代表者等に借入金や第三者に対する保証債務がないか、...確認する。」について、他行からの借入金や第三者に対する保証債務等の有無を確認し、疎明するのは実務上困難であることから、これらの有無の確認を要件とすべきではない。(第二地方銀行協会)</p>	<p>他行借入金や第三者保証債務等について、金融機関の債務者管理の一環として出来る限りの把握に努めることは、より一層の債務者の実態把握に資するものである。</p> <p>また、当該項目については、確認可能な場合ばかりではないと考えられるが、この場合、これらの有無の確認を行わずに問題なしとすることは適当ではなく、極力把握に努める必要があると考えており、把握できた結果でもって債務者区分等の判断をすべきであると考えている。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>二・(口)中「他の金融機関等に担保として差し入れていないか確認する」について、他の金融機関に担保を差し入れているか否かが問題ではなく、企業の資金調達を行う目的以外に個人資産の担保を差し入れていないかを確認すべきではないか。つまり、個人で資金調達を行っている住宅ローン等を資産余力から除くべきであり、企業の資金調達を目的に他行へ担保提供しているのであれば、資産余力として見れるのではないか。(個人・信用金庫役員)</p>	<p>「二・代表者等の資産の内容」については、貴見等を踏まえ、次のとおり修文した。</p> <p>「預金や有価証券等の流動資産及び不動産(処分可能見込額)等の固定資産については、返済能力として加味することができる。</p> <p>なお、その場合に、代表者等に係る借入金や第三者に対する保証債務がある場合には、当該借入金等の額を控除する。」</p>
<p>二・(口)について、代表者等の個人資産を加味して判定するには、以下の条件が全て必要であると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者等自身が正常先である。 ・ 代表者等が会社の(物上)保証人である。 <p>(個人・公認会計士)</p>	<p>中小・零細企業等の場合、企業と代表者等の関係が実質一体となっている場合が多いことから、代表者等が個人資産を企業に提供する意思が明確な場合にはそうした点を勘案したほうがより適切な債務者区分の判断の確保につながるものとする。</p> <p>なお、代表者の個人資産を企業の返済能力として加味できるか否かの判断材料としては、個人資産の内容(支援能力)や当該資産の提供の意思を確認することを原則としていることで確保されるものとする。</p> <p>したがって、必ずしも代表者等が正常先であることや(物上)保証人であることを条件とする必要はないとする。</p>
<p>[3 .「 3 . 企業の技術力、販売力や成長性」]</p>	
<p>企業の技術力、販売力や成長性については、安易な見込みを認めるべきでないとする。また、販売予定値程度は必要であり、かつ翌期以降の予定と実績の対比が必要であるとする。(個人・公認会計士)</p>	<p>技術力や販売力については、単に技術力等があるということではなく、当該技術等を背景としたところでの新規受注契約の状況や新商品・サービスの開発状況等を踏まえたところでの今後の収益性等への影響度合いについて検討を行う必要があるとしているところである。</p> <p>なお、債務者区分の判断に当たっては、当該技術等のみでなく、現行の債務者の実態的な財務内容、資金繰りや貸出条件等を総合的に勘案して行われる必要がある。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「企業の技術力、販売力や成長性」については、中小・零細企業等のみならず、大企業の債務者区分の判断に際しても、よりの確な経営実態の把握向上を図るための基準の一つと考えられるが、この点に関し、考えを示していただきたい。（日本損害保険協会）</p>	<p>今回のマニュアル別冊の作成の趣旨は、抽象的で分かりにくいといった意見もあった金融検査マニュアルにおける中小・零細企業等についての記述を、具体的な運用例等を用いてより明確にすることで中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用確保を目的としたものである。したがって、検証ポイント等の記載は中小・零細企業等に焦点を絞ったものになっているものの、例えば、ご指摘の部分については、当然、規模の大小にかかわらず債務者区分の判断要素となり得るものであると考える。</p>
<p>技術力の評価は、特許の取得など証明できるものにとどめず、地域の同業者の評判や、業界団体や行政からの評価、ネットワーク化への参加など無形のもの積極的に加味すべき。（個人・布施民主商工会事務局）</p>	<p>特許等は、あくまでも例示である。いずれにしても、例えば、地域同業者の評判を金融機関が債務者区分の判断に当たって勘案しているならば、検査においては、その妥当性について検証することとなる。</p>
<p>企業の技術力、販売力や成長性について、「検査においては、……について検討する必要がある。」との記述は、金融証券検査官に通常期待されている能力を明らかに超えているものであり、こうした義務を負わせることは不相当である。判断材料の例示にとどめるべきではないか。（個人・公認会計士）</p>	<p>検査官は、金融機関の自己査定結果の正確性について、金融機関側の把握している様々な資料に基づいて検証する必要があり、当該記述はその検証する資料の例示を示しているものである。 当然のことながら、例示以外の資料についても検討することを妨げているものではない。</p>
<p>企業の技術力、販売力や成長性について、「例えば、」の後に、次の文言を付け加えること。 「<u>国の法律等に基づき承認された計画（例えば、中小企業経営革新支援法の「経営革新計画」及び「経営基盤強化計画」、中小企業創造活動促進法の「研究開発等事業計画」、地域産業集積活性化法の「高度化等計画」、新事業創出促進法による「SBI R事業」等）に沿って前向きな事業に取り組んでいる場合について配慮する他、</u>」 国・都道府県知事の承認等を受け、上記に示されているような事業に積極的に取り組んでいる企業については、当該事業を遂行する潜在的技術力を有することはもちろん、事業を実施しうる財務基盤もあるとの判断に基づき、例示したような計画や事業が承認されていることから、こうした事情も勘案し、業況が低調ないし不安定な債務者であっても、直ちに機械的・画一的に債務者区分を変更する判断を求めることがないよう、検査に当たっての配慮事項として明記していただきたい。（全国中小企業団体中央会）</p>	<p>「例えば」以下は例示である。 いずれにしても、金融機関が技術力等を債務者区分の判断に当たって勘案しているならば、検査においては、その妥当性について検証することとなる。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>企業の技術力、販売力や成長性について、決算書上にはあらかわせない所謂「のれん」についても、企業の販売力等を評価する上で着目する必要がある旨を明記していただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>検証ポイント3.(イ)~(ホ)は例示である。債務者区分の判断に当たって金融機関が「のれん」を勘案しているならば、その妥当性について検証することとなる。</p>
<p>(ロ)中「今後の事業計画書」について、中小・零細企業等については、当該計画書を策定できない場合があり、その場合当該計画書に代えて事業計画を検討できる資料で検討することになるため、「今後の事業計画書」については、「今後の事業計画書等」としていただきたい。(日本損害保険協会)</p>	<p>貴見等を踏まえ、次のとおり修文した。 「(ロ)新商品・サービスの開発や販売状況を踏まえた今後の事業計画書等」</p>
<p>[4 .「 4 . 経営改善計画等の策定」]</p>	
<p>経営改善計画については、実態資産の裏打ちされたものしか挙げていなようですが、過去の営業実績が、明確な技術力や販売力など及び地域行政施策に基づいて計画に従い、赤字であっても計画通りに推移が認められ、数年以内に黒字化が予想される場合も評価の対象とすること。この点では、金融機関の取引先に対する企業育成方針に基づく支援実績も自己査定尊重の立場から金融庁検査に当たって尊重すること。(個人・銀行産業労働組合中央執行副委員長)</p>	<p>経営改善計画の妥当性については、計画期間、進捗状況、期間終了後の債務者区分及び他の金融機関の支援状況等に基づき検証することになるが、いずれにしても、債務者の経営実態を踏まえ、機械的・画一的な陥らないようにする必要があると考えている。</p>
<p>経営計画の策定をすることは、特に中小企業の経営者にとって経営を改善し成長発展させるためにもっとも重要な経営手法であるため、金融機関に対して、債務者からの経営改善計画の徴求をもう少し強く行うよう金融検査において指導してほしい。これにより、中小企業にも経営計画が浸透し、経営が改善されることとなり、破綻が防止される確率が高まるはずである。(個人・公認会計士)</p>	<p>検証ポイントの趣旨は、中小・零細企業等の場合、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合であっても、これに代えて今後の資産売却予定や収支見込等様々な資料を基に債務者区分の判断を行う必要があるとしているところである。 重要なことは、経営改善計画等の有無という形式的なことではなく、様々な資料等に基づき、いかに債務者の経営実態を正確に把握し適切な判断を行うかということである。 各金融機関においても今般の別冊等を参考に適切な債務者管理及び自己査定の確保が行われることを期待したい。</p>
<p>債務超過企業であっても、経営改善計画書が合理的に策定され(ただし、策定期間を5年間に限らない)期間利益を確保できており、金融機関にも支援の意向があるならば、すべて要注意先以上とすること。(中小企業家同友会全国協議会)</p>	<p>債務者区分については、事業の継続性や収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し決定されるものと考ええる。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>金融機関が経営支援し、合理的な経営改善計画等が策定され、順調に返済が行われている先については、「要注意先」以上に評価すべき。(全国銀行労働組合連合会)</p>	<p>同上</p>
<p>「今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品の開発計画や収支改善計画等を勘案」する場合、具体的な方策があり、合理的と判断できれば必ずしも実績がない場合であっても債務者区分に反映できるとしていただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>過去の債務者の実績等から勘案して、実現可能性が十分あり、合理的と判断される計画等であるならば、当該計画について債務者区分に反映させることは可能であると考えられる。いずれにしても重要なことは、実績の有無だけではなく、当該計画が合理的で実現可能なものであるか否か、という点である。</p>
<p>実質債務超過先であっても、金融機関が妥当と認めた事業計画等があり、返済能力に問題がなく業況も当該計画に沿った形であれば、債務超過解消期間が長期化する場合でも要注意先に留まるという理解でよいか明確にしていきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>債務者区分については、事業の継続性や収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し決定されるものと考ええる。</p>
<p>[5 . (1) 「 5 . 貸出条件及びその履行状況 」]</p>	
<p>条件変更に係る経緯等の確認の必要性は、企業規模の大小によって異なるものではないと考えられるため、中小・零細企業等のみならず、大企業の債務者区分の判断要素にもなり得ると思われるが、この点に関し、考えを示していただきたい。(日本損害保険協会)</p>	<p>本検証ポイントは、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たって、ややもすれば機械的・画一的な運用に陥りやすい点であることから、特に、記載したものである。 したがって、ご指摘の部分については、当然、規模の大小にかかわらず債務者区分の判断要素となり得るものであると考ええる。</p>
<p>当該項目で述べられている貸出条件の変更と債務者区分との関係については、大企業にも当然当てはまることであり、本編(金融検査マニュアル)にも記載すべきである。(日本公認会計士協会) (同趣旨の意見：全国銀行協会)</p>	<p>本検証ポイントは、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たって、ややもすれば機械的・画一的な運用に陥りやすい点であることから、特に、記載したものである。 いずれにしても、債務者区分の判断に当たっては、貸出条件及び履行状況のみではなく、他の様々な要素を総合的に勘案して行う旨記載されているところであり、改めて記載する必要はないと考えている。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「正常先か要注意先か」の判定と、「要注意先か破綻懸念先か」も判定においては、確認事項が異なるのではないかと。前者については「条件変更に至った理由」重要であるが、後者については「条件変更に至った理由」自体は過去の事象であり、「元本及び利息の全額が最終的に回収できるかどうか」がより重要ではないかと。(個人・公認会計士)</p>	<p>「正常先か要注意先か」の判定と、「要注意先か破綻懸念先か」の判定のいずれの場合においても、条件変更に関して重要なことは、「条件変更に至った理由」は何か、を確認することにある。加えて「要注意先か破綻懸念先か」の判定を行う場合には、この点を確認することにとどまらず、「元本及び利息の全額が最終的に回収できるかどうか」といった観点からの検証も重要であると考えます。</p>
<p>下記下線部分を追加すべきである。 「貸出条件及びその履行状況については、債務者区分を判断する上で重要な要素であり、仮に、<u>実質債務超過先</u>で条件変更等が行われている場合には、…」(個人・信用金庫役員)</p>	<p>実質債務超過か否かでその条件変更等の判断を限定することは、逆に、実質債務超過でない先について条件変更等の事実を債務者区分の判断において勘案しないこととなり、信用リスク管理の観点から問題があると考えます。</p>
<p>景気が長期に低迷する昨今、既存借入金についても当初計画の見直しに迫られており、条件変更理由も直接借入人の放漫経営等ではなく、一時的な返済猶予である場合等は、変更した事実をもって債務者区分を格下げすることは、今後の中小企業者の資金繰りに大きく影響を及ぼし、企業自体の存亡に関わってくることとなる。したがって、条件変更先については、企業内容・変更理由・今後の見通し等に応じた債務者区分を行ってほしい。また、その判断基準を示し、事例等に盛り込んで頂きたい。(全国信用保証協会連合会) (同趣旨の意見：宮城県信用保証協会)</p>	<p>貸出条件等の条件変更を行っている先について債務者区分の判断をする場合、重要な点は、なぜその条件変更を行ったのかという点である。 検討の結果、例えば、債務者の返済能力の低下等に起因する条件変更であるならば、当該事実をはじめ、企業内容、今後の見通し等を踏まえ債務者区分を判断すべきであると考えます。 なお、条件変更の具体的な判断事例については、事例 12 及び 13 を参照されたい。</p>
<p>追加融資や貸付条件の変更にあたっては、損益だけでなくキャッシュフローも斟酌して債務者区分の査定にあたられたい。(福井商工会議所)</p>	<p>マニュアルにおいては、債務者区分は、損益等のみならず、資金繰りの状況、キャッシュフローによる債務償還能力等も勘案した上で判断することとしていることである。</p>
<p>返済条件の変更の取り扱いについては、極めて限定的にしか認めていない。経営計画に基づいた返済条件の変更は、積極的に評価すること。(個人・銀行産業労働組合中央執行副委員長)</p>	<p>マニュアルにおいては、債務者区分の判断に当たっては、条件変更を行ったことのみをもって行わず、債務者の実態的な財務内容、事業の継続性と収益性を見通し、経営改善計画等の妥当性等を総合的に勘案し行うこととしているところである。</p>
<p>返済条件の変更について考慮の対象を変更後の履行状況を中心に広げるべき。信金・信組経営にとってマイナスとなっていないような正常返済については、条件変更の有無にかかわらず原則「正常先」とみなすべきだと考える。 (全国信用金庫信用組合労働組合連合会)</p>	<p>同上</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>変更した約定で、継続して、反復して、延滞なく返済が行われている場合には、正常先とすべき。 (個人・布施民主商工会事務局)</p>	<p>貸出条件等の変更が実施された先の債務者区分の検証について最も重要な点は、なぜその条件変更を行ったのかを確認することである。 例えば、その変更原因が、債務者の業況悪化に伴う返済原資不足に起因したものである場合など、債務者自身の信用リスクが上昇したことに伴うものであれば、それらを勘案したところで債務者区分の判断を行うことが必要であると考ええる。</p>
<p>もっと積極的に、「返済能力を有する貸出先については、実態にあった融資条件への変更を認める」趣旨の記述等を加えていただきたい。(個人・税理士)</p>	<p>個々の融資対応については、各金融機関の自主的な経営判断により決定されるものであると考える。金融検査は金融機関のリスク管理態勢等の検証を目的としており、こうした金融機関の経営判断にまで立ち入るものではないと考えている。</p>
<p>貸出条件の変更及びその履行状況については、債務者区分を判断する上で重要な要素であるものの、例示案に示されているように、「工場建設など設備資金を融資する場合、短期資金(いわゆるつなぎ資金)で融資し、これを後に通常の借入期間の範囲内で長期資金に切り替えるものなどもある」といったケースもあることから、こうした事例について具体的に提示して、債務者区分の変更等を行わないケースとして運用例に追加するなど例示・言及していただきたい。(全国中小企業団体中央会)</p>	<p>事例13の解説3.に、基本的な考え方を述べているところであり、こうした考え方を参考に、個々の債務者区分の判断に活用していただきたい。</p>
<p>[以下は、貸出条件緩和債権の判断基準等に係るコメントであり、債務者区分の判断に係る検証ポイントではないが、ここで整理した。] [5.(2)条件緩和債権について]</p>	
<p>検証ポイントでは、「要注意先」及び「破綻懸念先」についての記述があるものの、肝心の「要管理先」についての記述がない。最近の不良債権の状況をみても分かるとおり、要注意先の中でも要管理先から破綻懸念先となる債務者が不良債権増加の大きな要因となっており、要管理先を独立した債務者区分として分ける、あるいは要管理先に該当しない事例を明示するなど、判断基準をより明確に示していただきたい。(日本商工会議所) (同趣旨の意見：全国信用金庫協会、島根県信用保証協会、全国銀行員組合連合会議、全国商工会連合会、中小企業庁、日本公認会計士協会)</p>	<p>貸出条件緩和債権の具体的判断事例について、新たに事例14～16を作成したので、参照されたい。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>金融再生法施行規則の「要管理債権」の定義中「経済的困難」とは具体的にどのような状態を指すのか。事例を交えて明確にしていきたい。 （全国商工会連合会） （同趣旨の意見：日本商工会議所、全国銀行員組合連合会議）</p>	同上
<p>今回示された事例においては、貸出条件緩和債権との関係において、どのような案件が貸出条件緩和債権に該当するか、または該当しないのか、具体的事例、つまり何が「当該債務者にとって有利な取決め」なのかを示していただきたい。（全国銀行協会）</p>	同上
<p>貸出条件緩和債権に該当するかどうかの判断に当たっては、貸出条件を緩和したという事実のみではなく、債務者の経済的事情を適切に把握した上で、経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図る場合等に該当するものなのかどうかについて、きめ細かく判断する必要がある。例えば、以下のようなケースは、原則として貸出条件緩和債権には該当しないものとして、本マニュアル別冊の中でも明確にしていきたい。</p> <p>（１）要注意先であっても、他の金融機関との競合上、金利を引き下げたような場合。</p> <p>（２）元金返済猶予にかかる貸出金のうち、例えば、法定耐用年数残存期間の範囲内で返済期間を延長するもので、その返済に特に問題がないと思われる設備貸出金、相続手続き期間中に、相続手続き上の理由から返済遅延を調整するために行った返済条件の変更で、相続人の返済能力に問題がない貸出金、その他、貸出条件変更の理由が、債務者の再建又は支援を目的とする貸出条件変更ではないことが金融機関の疎明資料等で明確である貸出金など。（全国中小企業団体中央会）</p>	同上
<p>以下の事例を追加するとともに、その他、貸出条件緩和債権の運用例を追加してほしい。</p> <p>（１）短期貸出の数次にわたる書換えを行っている先について 中小企業取引においては、取引上の便法として短期貸出の数次にわたる書換えを許容している場合が多い。この場合、対象企業の利益が少ない場合でも、代表者等の収入や資産状況を勘案して、正常先とするケースを追加してほしい。</p> <p>（２）旧債肩代わり資金の貸出先について 貸出条件及びその履行状況についての運用例として追加してほしい。（第二地方銀行協会）</p>	同上

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>事例について、例えば、条件緩和後業況が回復、既往の返済条件での返済を再開した場合の取り扱い、当該企業支援の目的よりも金融機関側の事情による条件緩和（特に金利との関係）といった中小企業金融の現場でしばしば見られる状況につき、どういった場合に条件緩和債権とされず、債務者区分も下げることはないのか、事例によって示してほしい。（中小企業庁）</p>	<p>同上</p>
<p>一度、要管理債権としての貸出条件緩和債権に該当した債権であっても、例えば、通常の貸出条件と同様の条件に該当する内容となった場合や条件緩和から数年たって債務者の状況が相当程度改善した場合には、要管理債権から除外できるような内容を記載すべきである。（日本公認会計士協会）</p>	<p>同上</p>
<p>次のような債権は貸出条件緩和債権に該当しない旨、金融検査マニュアルに明記していただきたい。</p> <p>要注意先のうち、他の金融機関との競争条件上金利の引下げや返済期間の延長等債務者に有利となる取決めを行った債権</p> <p>過去、経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を行うため債務者に有利な取決めを行った要注意先のうち、その後業況が好転し始めた債務者で当該債権の返済に問題がないと考えられる債権（全国信用金庫協会）</p>	<p>同上</p>
<p>中小企業の元本返済猶予債権は、一定期間内は被検査金融機関の自己責任に委ね、検査の対象外とする。中小企業は当面の資金繰りカバーを目的とした条件変更も多く、貸出条件の変更は中小企業経営では日常的に採られる措置であり表面的な区分は合理性に欠ける。したがって、実情を把握している個別金融機関の自己責任において一定期間は対処できる仕組みの方が合理的である。（中小企業家同友会全国協議会）</p>	<p>同上</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>次のケースについては、貸出条件緩和先債権には該当しないものとするので、本別冊のなかで明確にしていきたい。</p> <p>(1) 要注意先であっても、他金融機関との競合上金利を引き下げたような場合</p> <p>(2) 元金返済猶予に係る貸出金のうち以下に該当する貸出金(単に「貸出条件変更先債権(その他の要注意先債権)」として差し支えないものとする。)</p> <p>資金使途と返済財源に整合性があり、期限延長に妥当性があることを疎明できる貸出金</p> <p>設備資金について、法定耐用年数残存期間の範囲内で返済期間を延長する貸出金</p> <p>不動産業の商品維持資金について、当初の販売計画の粗利益ベースで概ね 割(例えば7割)以上が確保されており、完売が概ね確実と判断できる貸出金</p> <p>運転資金については、正常運転資金の範囲内の貸出金(正常運転資金の範囲内の手形の手替)</p> <p>当初、返済条件を最終回し寄せとした貸出金について、当初取組み時点でその理由と最終期日の返済財源がともに明確であり回収が確実と見られる貸出金。また、途中で通常の貸出金と同等の返済条件に変更した貸出金</p> <p>中途から最終回し寄せに条件変更した貸出金に関して、返済財源が明確(要疎明資料)な貸出金</p> <p>当初融資時の稟議書に中途での返済条件変更が明記され、かつ最終までの返済計画が添付されている場合で、その返済計画の範囲内で条件変更とされた貸出金</p> <p>相続手続期間中の返済遅延の調整を原因とする返済条件の変更で、相続人の返済能力に特段問題のない貸出金</p> <p>その他債務者の再建又は支援を目的とする条件変更ではない理由が稟議書に明確に記載されている貸出金</p> <p>(3) 貸出条件緩和先とされてきたものについて、その後、業況が好転し、経営実態から見て要管理先ではなくなった場合(全国信用組合中央協会)</p>	<p>同上</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>検証ポイント「5. 貸出条件及びその履行状況」で、「例えば、当該貸出金が設備資金として融資されたものの、返済能力の低下から収益による約定返済ができないため元本の期日延長が行われている場合」は「<u>貸出条件及びその履行状況に問題があると考えられることから、・・・</u>」とあるが、元本の返済期間を延長したとしても、変更後の期間が一般に行われる貸出期間内での延長である場合には特段問題がないと考える。</p> <p>つまり、キャッシュ・フローが減少したことにより返済期間を延長せざるを得なくなったとしても通常の借入期間、例えば、当該信組の貸出基準に照らし認められる期間あるいは当該設備の耐用年数の期間内の延長にとどまる場合には、貸出条件緩和には該当しないものと考えるので、これを盛り込むような表現にしていきたい。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>同上</p>
<p>要管理先(要管理先である債務者)の考え方について、金融検査マニュアルでは、要管理先である債務者とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者となっている。</p> <p>しかし、この考え方は、次の理由から、「要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は過半が要管理債権である債務者」と修正していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>債務者区分は、債務者の返済能力と有利子負債との関係等によって、倒産する可能性を確率的分布で表示する記号である。したがって、貸出金10本のうち1本だけ条件変更している債務者と5本条件変更している債務者とは、自ずと返済能力の意味合いが異なるものと考えられるため。(全国信用金庫協会)</p>	<p>債務者区分は、適正な償却・引当の準備作業であり、要管理先とその他要注意先を分けて管理することは、より精緻な引当・償却を行うための手法であると考えられる。さらに、各金融機関においては、リスク管理態勢の向上の観点から、要注意先をその信用リスクに応じて精緻化して償却・引当を行うことは妨げられていないと考えられる。</p>
<p>金利や返済条件の見直しなどの条件変更を即条件緩和と判断し、リスク管理債権に入れるようなことはやめるべき。(全国銀行労働組合連合会)</p>	<p>貸出条件緩和債権の具体的判断事例について、新たに事例14～16を作成したので、参照されたい。</p>
<p>金融検査マニュアルは要管理先を「要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者」と規定している。</p> <p>要管理先はあくまで要注意先の一類型であり、新たな債務者区分のような判定をすべきでない。(関西銀行)</p>	<p>債務者区分は、適正な償却・引当の準備作業であり、要管理先とその他要注意先を分けて管理することは、より精緻な引当・償却を行うために必要な手法であると考えられる。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>貸出条件緩和債権とこれに基づく要管理先は債務者区分ではないとするが、金融検査マニュアルの「1.(3)債務者区分 要注意先」の箇所、「また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい」との記載との整合性が図られていないのではないか。(全国信用金庫協会)</p>	<p>同上</p>
<p>貸出条件緩和債権の認定について疑義が非常に多い。条件変更と条件緩和の意味合いの違いを正確に捉え、条件緩和債権は要注意先のなかでも財務内容が悪く、破綻懸念先に近いものに限定すべき。(個人・生協連合会、中小企業家同友会全国協議会)</p>	<p>貸出条件緩和債権の具体的判断事例について、新たに事例14~16を作成したので、参照されたい。</p>
<p>金融検査マニュアルは条件緩和債権を「経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権」と規定している。 したがって、約定条件の改定等がない場合は条件緩和債権と見なすべきではない。(関西銀行)</p>	<p>貸出条件緩和債権の定義は、金融再生法施行規則及び銀行法施行規則に規定されているところである。</p>
<p>支援目的の条件緩和であっても、債務者の体質改善を目指すリストラの一環で、近い将来に解消が見込まれる場合は条件緩和債権と見なすべきではない。(関西銀行)</p>	<p>貸出条件緩和債権の具体的判断事例について、新たに事例14~16を作成したので、参照されたい。</p>
<p>一定の金利(注1)を支払い、かつ、条件緩和許容後も当初貸出から一定期間(注2)で返済が可能な場合は条件緩和債権と見なすべきではない。 (注1) 都銀短プラ+1.0%程度 (注2) 20年~25年程度 ただし、資産見合いの貸金であれば、残存償却年数を上限とする。 (関西銀行)</p>	<p>同上</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>中小企業への不良債権を増加させない最大の方策は、「実態にあった融資条件への変更」を認めること。なぜならば、当初の融資が適切に行われたと認めがたいものがある。また、結果的に不適切な融資となってしまったものがあると思えてならないからである。いままでのように、「条件緩和＝要管理先＝15%引当ゆえに条件緩和には絶対に応じられない」では、本来返済能力を有する中小企業さえも倒産に追いやる可能性が多大にあると思われる。</p> <p>[ケース1]</p> <p>例えば事例12にあるような手貸だが、かつては多くの中小企業者は、一旦借りてしまえば、後は期日において書き換えをずっと繰り返せると思っていたのではないか。その結果、結果的に手貸で借りた資金を建物等の設備投資に使ってしまった。業種が建設の元請けで、基本的に運転資金は不要であると考えられ、手貸の返済を要求された。業況は良好であるので長期の借入金（約定返済）への変更を申し入れたが、条件緩和になると拒絶された。</p> <p>[ケース2]</p> <p>医院開業に当たって、賃貸ビルの改造設備資金として融資を申し込んだところ、不動産担保がないため1年据え置き4年約定返済ということになった。開業当初は相談する相手もなかったため、その条件で借り入れた。いざ、返済が始まると、4年の返済では資金ショートの可能性が出てきた。医院経営は順調であり、返済期間が倍の8年から10年あれば楽に返済できる。金融機関に相談したが、条件緩和になると拒絶された。また、他の金融機関に相談したところ、当日は「喜んで協力させていただきます。」ということだったが、翌日になり、やはり、条件緩和になると拒絶された。</p> <p>上記のようなケースでは、当初の融資の適切性も、中小企業者の返済能力も考慮されていない。ただただ「金融検査マニュアル」の文言のみが一人歩きしていたと思えてならない。マニュアルといたながらも、金融庁が文書にすれば、各金融機関はそれに拘束されるということになる。新しく作成される「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」が新たな不良債権を作り出さないことを祈っている。</p> <p style="text-align: center;">（個人・税理士）</p>	<p>今回頂いたパブリックコメント等を参考にし、新たに事例14～16を作成したところである。</p> <p>当局としては、今般の別冊等も踏まえ、今後とも適正な検査の実施に努めてまいりたい。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>中小企業は大企業と異なり総じて過小資本であり、景気の影響を受けやすく、一時的な業況悪化に陥ることは当然考えられる。その状況下において、金融検査マニュアルを厳しく適用すれば、中小企業の資金調達に深刻な影響を与えかねない。正常な事業の営みを継続ならしめるような検査基準が期待される。換言すれば、中小企業融資の検査における開示債権、特に貸出条件緩和債権に対する考え方の問題である。そもそも行政の本質性として、統一的な基準のもとで判断されようとするには理解できるが、金融検査マニュアルの記述にもある通り、機械的、画一的運用は避けるべきとも言える。民間取引は、本来「商談」であり、商談としての企業は千変万化の生き物である。貸出条件緩和債権は正にその結果というべきであり、これを即不良性債権であるとするには疑問があると言わざるを得ない。(東京都民銀行)</p>	<p>貸出条件緩和債権について、条件変更を行ったことのみをもって機械的・画一的に判断することは適当ではないと考える。今般頂いたパブリックコメント等を参考にして、新たに事例 14～16 を作成したところである。</p> <p>当局としては、今般の別冊等や事務ガイドラインの趣旨等も踏まえ、今後とも適正な検査の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>[5 . (3) 保証協会保証付融資の取扱い]</p>	
<p>中小企業金融安定化特別保証制度に基づいて行われた保証付き債権にかかる条件変更については、債務者区分を落とさない(その他要注意先から要管理先への遷移も含む)旨、明示するための事例を追加してほしい。(中小企業庁) (同趣旨の意見：全国銀行協会、中小企業家同友会全国協議会)</p>	<p>今回頂いたパブリックコメント等を参考にして、新たに事例 16 を作成したので参照されたい。</p>
<p>保証付債権の返済条件の変更手続きを行う際は、プロパー融資分についても同様に行う。保証付債権の条件変更の措置を受けた中小企業者については、そのプロパー融資分も含めた上で原則として債務者区分の変更、いわゆる不良債権扱いをしないこと。以上を本マニュアルに明記すること。(全国信用保証協会連合会) (同趣旨の意見：全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会)</p>	<p>については、債務者の返済条件の変更は各金融機関が自己の判断で行われるものと考えている。</p> <p>の保証付債権については、今回頂いたパブリックコメント等を参考にして、新たに事例 16 を作成したので参照されたい。</p>
<p>中小・零細企業等の債務者区分の検討に当たっては、制度融資や信用保管制度を利用している場合には債務者の財務内容等の検討に加え、制度資金の内容も踏まえた上で債務者区分を行うものとし、保証協会付融資利用先については履行状況に重大な問題がある場合を除き、要管理先及び開示対象債権としない等の対応が必要である。(全国銀行員組合連合会議)</p>	<p>今回頂いたパブリックコメント等を参考にして、新たに事例 16 を作成したので参照されたい。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>保証協会付き融資は、金融の円滑化を目的としており、他のプロパー融資と区別した位置づけとした上で、本マニュアルに記載してほしい。(名古屋市信用保証協会)</p>	<p>同上</p>
<p>依然として景気動向も厳しい折、多くの企業の決算内容は減収減益の傾向が続いており、とりあえず借入金(保証付債権)を今日まで正常に返済履行している先については、査定対象から除外してほしい。(岡山県信用保証協会) (同趣旨の意見：個人・大阪商工団体連合会)</p> <p>総合デフレ対応策の趣旨を踏まえ、安定化保証制度を利用している先が条件変更した場合には、査定対象から除外してほしい。(岡山県信用保証協会)</p>	<p>同上 なお、債務者区分については、実態的な財務内容、資金繰り、収益力等を総合的に勘案し、判断することとしているところである。</p>
<p>保証協会保証付融資に対する変更は、保証協会制度の趣旨を踏まえ、銀行プロパー貸出が正常に返済されている限り積極的に評価すること。(個人・銀行産業労働組合中央執行副委員長)</p>	<p>今回頂いたパブリックコメント等を参考にし、新たに事例 16 を作成したので参照されたい。</p>
<p>公的信用保証のような優良保証や優良担保が付された債権については、金融機関の健全性の観点からの考慮の必要性が小さいのだから、優良保証等が付されていない一般の債権と同様の区分・分類で査定することが適切なのかといった批判等、中小企業金融円滑化の観点から、さらに議論すべき内容が、金融検査及び金融検査マニュアルには残されている。(中小企業庁)</p>	<p>今般作成した別冊等も踏まえ、今後とも適正な検査の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>保証協会の保証づきのケースは原則、非分類とされていますが運用事例に取り上げて、金融機関の現場に徹底させてほしい。(個人・中小企業診断士)</p>	<p>ご指摘のことは、現行金融検査マニュアルにおいて、公的信用保証機関等の保証は優良保証等として非分類とする旨明記しているところである。</p>

3. 運用例に関するもの

コメントの概要	コメントに対する考え方
[1. 全般]	
<p>【留意事項】において、「本運用例における実態判断のための勘案事項については、原則として、疎明資料に基づき確認を行うものとする」の後に、「なお、疎明資料には明確な裏付けとなるもののみでなく、実体的に確認が可能な金融機関の担当者の業務日誌等も含まれる。」の文言を追加して頂きたい。(全国銀行協会)</p>	<p>重要なことは、資料に信憑性、客観性があるか否かということであり、各金融機関においては、そうした点を踏まえた合理的な対応及び説明が求められると考える。</p>
<p>【留意事項】及び運用例全般において、例示されている各資料名等の後に、「...等管理情報」という文言を追記すること(留意事項2「本運用例における実態判断のための勘案事項については、原則として、疎明資料に基づき確認を行うものとする」についても同様の修正をお願いしたい)。</p> <p>あるいは、「例えば、担当者の業務日誌や稟議書等があるが、これにとどまるものではない」とすること。</p> <p>(理由)</p> <p>当該記述は、当然のことながら、事業の継続性等が確認できることが目的であることから、確認資料等に幅を持たせるようにしていただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>同上</p>
<p>疎明資料は、念書や確認書等に限定せず、聞き取り調査により作成した任意の資料等、形式にはこだわらず幅広く認めるべきである。(第二地方銀行協会)</p>	<p>別冊に記載している疎明資料は、あくまで例示として位置付けられるものである。したがって、こうした資料が仮にない場合であっても、これに代わり得る金融機関の資料で確認できるものとする。その際、当該資料が信憑性、妥当性があるか否かが重要であるとする。</p>
<p>列挙された、これらの事例は中小・零細企業等の経営実態を適切に判断するために、代表的事例において実態的判断の仕方と疎明資料の入手の必要性を述べている。しかしながら、実務上は、その時々状況により様々な判断と資料の入手等を要求されることから、誤解を防ぐために「当該事例をもって検査ポイントに係るすべての判断をするものではない。」旨の説明を記載すべきである。(日本公認会計士協会)</p>	<p>「留意事項」において、その趣旨を述べている。また、別冊の「1. はじめに」にもその趣旨を述べている。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>事例において、債務者区分の判定を単に要注意先としているが、引当金の計上においては要管理先とその他要注意先との区分が極めて重要である。この区分をどのように考えるべきかについてもある程度明示すべきである。(日本公認会計士協会)</p>	<p>要管理債権(貸出条件緩和債権)の判断基準についてのことであるが、これについては頂いたパブリックコメント等を参考にし、新たに事例14~16を作成したので参照されたい。</p>
<p>[2 . 「事例1 . 企業の実態的な財務内容について」]</p>	
<p>(解説) 2 「当該代表者からの借入金について返済を要しないことが確実」について、「確実」かどうかは、常識的には立証不能である。ほとんどの中小・零細企業においては代表者が連帯保証人となっていることから、当該代表者が債務者と一体となって債務を返済している事実が認められれば十分ではないか。(個人・公認会計士)</p>	<p>法律上、会計上、法人と個人を別に分けている中であって、債務者の経営実態を踏まえ正確な債務者区分の判断を行うためには、必要な対応と考えている。 なお、貴見等を踏まえ、ご指摘の部分については、「当該代表者からの借入金について返済を当面要しないことが認められるのであれば、」と修文した。</p>
<p>(解説) 2 「その場合、債務者の財務内容は実質的に大幅な資産超過となり、財務内容に問題は認められない。」について、ほとんどの中小・零細企業においては、代表者が連帯保証人となっていることから、債務者企業自体が実質債務超過か否かは、債務者区分の判定における決定的な要素ではない。なお、会計や法律の専門家は「資産超過」という用語は使わない。(個人・公認会計士)</p>	<p>債務者区分の判断は、財務内容だけでなく、他の要素も含め総合的に行う必要があると考えている。 「資産超過」については、別冊において、「債務超過」に相対する用語とご理解いただきたい。</p>
<p>(解説) 2 「その場合、債務者の財務内容は実質的に大幅な資産超過となり、財務内容に問題は認められない。」について、「大幅な資産超過」であっても、「財務内容に問題は見られない」わけではなく、累積損失自体には重大な問題がある。累積損失は過年度の赤字が累積したものであるから、普通に考えれば、将来においても「債務者企業単独では返済能力が不足」することが予想される。中小・零細企業の債務者区分の判定においては、この返済能力の不足が、代表者の資力や収入から補えるかどうかを検討しなければならない。(個人・公認会計士)</p>	<p>貴見等を踏まえ、以下のとおり修文した。 「その場合、債務者の財務内容は実質的に大幅な資産超過となる。」</p>
<p>(解説) 2 「債務者の財務内容は実質的に大幅な資産超過となり」及び「実質的な資産超過額が十分にあり」について、下線部分は削除していただきたい。正常先に相当するかどうかを判断するに当たって、必ずしも資産超過が大幅若しくは十分でなければいけないわけではなく、今後の正常返済がある程度確認できる修正バランスシートが作成できれば良いと考える。(全国信用金庫協会) (同趣旨の意見：全国信用組合中央協会)</p>	<p>「大幅な」及び「十分」も、事例における結果であり、それを債務者区分の判断における条件としたものではない。「十分に」についても、一定の条件下で考え方を示しているものである。いずれにしても、債務者区分の判断は、様々な要素を勘案して行われるものと考えている。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>(解説) 3 「なお、自己資本相当額としてみならず場合には、当該借入金の調達原資を確認する必要があり、」について、調達原資の確認方法について、特に実務では、個人企業の場合においては、調査には債権者としても限界があり、厳格に行うことは困難である。したがって、その確認方法とエビデンスの徴求方法については、柔軟な方法での対応してほしい。(宮崎県信用保証協会)</p>	<p>代表者等の借入金の原資については、代表者等の資産の内容を検討する際に確認されることから、「なお、その場合には、代表者等の個人収支や資金繰りの状況等、あるいは当該借入金等が他の金融機関からの調達資金で賄われていないかなどについて確認する。」については、削除した。</p>
<p>(解説) 3 「他の金融機関等からの調達資金で賄われている場合」について、このような場合であっても、他の金融機関はメインの信金からの借入があることも承知の上で貸し付けており、そのバランスが適正な範囲内であるから融資が実行されたと見るのが自然。したがって、「他の金融機関等からの調達資金で賄われている」ことをもって、安定的でないとは判断することは性急ではないか。(個人・大阪商工団体連合会)</p>	<p>同上</p>
<p>条件変更もなく、代表者が返済しているケースは多く見受けられ、このような事例が従来なら要注意先以下となっていたこと自体が問題ではないか。(事例2、3、7についても同意見)(個人・大阪商工団体連合会)</p>	<p>債務者区分については、個々の債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。</p>
<p>[3 . 「事例2 . 多額の代表者報酬により赤字となっていることについて」]</p>	
<p>業況中「当金庫は、今期、代表者報酬の削減について強く指導していく方針を持っている。」及び解説2 . 「代表者報酬等の削減余地が十分にあり、」について、このような条件では确实性に問題があるのではないか。金融検査マニュアルの要注意先の説明にある「赤字企業の場合で正常先として差し支えないケース」では、「赤字の原因が固定資産などの一過性のものであり、短期間に黒字化することが确实に見込まれる債務者」となっており、相当限定的に考える必要がある。本事例では「方針」があり「余地」があれば正常先となり、必ずしも「一過性」「短期間」「确实」は必要ないと理解されるがそれではないか。(個人・公認会計士)</p>	<p>本事例は、金融検査マニュアル 要注意先口 . (口) などの記述や中小・零細企業等の特殊性を勘案して事例として解説したものである。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>(解説) 1 「代表者等に対する報酬の多寡が売上の増減と相俟って、債務者の決算に大きな影響を及ぼすことになる。したがって、中小・零細企業等の場合、赤字・債務超過が直ちに、要注意先以下の債務者区分であるとする事なく、」について、代表者が連帯保証人であり、代表者に対する報酬等が返済財源となっているものであれば、こうした報酬等を費用から除外して債務者企業の収益力を判定すれば足りる。「したがって、」の前段の理由付けに論理の飛躍が見られる。(個人・公認会計士)</p>	<p>中小・零細企業等の経営実態の一例を示し、そうした実態を確認してから債務者区分の判断を行う必要性を記述しているものである。</p>
<p>(解説) 2 「赤字の要因が多額の代表者報酬等にあるとされているが、このことが財務諸表等により確認ができ、」について、財務諸表等により確認すべきは、むしろ、「当信金への返済が代表者個人の資産から賄われている」かどうかである。このことは、会社であれば、代表者に対する「債権の減少」又は「負債の増加」として必ず表れてくる。(個人・公認会計士)</p>	<p>検査においては、企業の財務諸表や個人の資金の流れを確認することが重要と考えている。</p>
<p>(解説) 2 「今後、代表者報酬等の削減余地が十分にあり、」について、現状でキャッシュ・フローが回っているのであれば、削減の必要はない。(個人・公認会計士)</p>	<p>貴見等を踏まえ、当該部分は削除した。</p>
<p>(解説) 2 「今後、代表者報酬等の削減余地が十分にあり、」について、どの程度の水準を指しているのか明確化していただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>同上</p>
<p>(解説) 3 「その際には、代表者個人の収支状況、借入金、第三者への保証債務の有無等について確認する必要がある。」について、キャッシュ・フローに着眼しているのだから、債務保証はとりあえず関係ない。(個人・公認会計士)</p>	<p>当該部分は、代表者個人の有する負債の実態や、今後の正常返済への影響を把握する観点から述べたものである。</p>
<p>[4 .「事例3 . 代表者の資力を法人・個人一体とみることについて」]</p>	
<p>業況中「これまで元本の期日延長を繰り返していたが、ここにきてようやく期日一括返済から長期間にわたる約定返済に切り替え、」について、そもそも個人資産が十分にあるのなら、期日延長を繰り返すことなく返済させればよいはずである。また、個人資産に着眼しているのなら、保全を確保しないまま長期約定返済に切り替えること自体に問題がある。(個人・公認会計士)</p>	<p>事例は検証ポイントを解説することに重点を置いて設定されているものである。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>業況中「代表者は、土地等の不動産（自宅、事業の用に供しているものを除く）及び家族預金等を前期末の時価ベースで合計120百万円程度有している。」について、個人資産で事業の用に供している資産等の現物出資により増資を行えば資本が増加することとなるので、中小・零細企業の場合は、これらの資産も自己資本相当額とみなすことも可能と考えられる。</p> <p>よって、「（自宅、事業の用に供しているものを除く）」は削除すべきである。（全国地方銀行協会） （同趣旨の意見：第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会）</p>	<p>企業の返済能力として加味することができる代表者等の資産は、事業の用に供している不動産についても勘案することとしており、ご指摘等を踏まえ、当該部分を削除するとともに、不動産の資産余力を明確にするため、検証ポイントと整合を図り、次のとおり修文した。</p> <p>「代表者は、土地等の不動産（処分可能見込額ベース）及び家族預金等を前期末で合計120百万円程度有している。」</p>
<p>業況中「代表者は、土地等の不動産（自宅、事業の用に供しているものを除く）及び家族預金等を前期末の時価ベースで合計120百万円程度有している。」について、表現が抽象的であると同時に、家族名義の資産まで代表者の意思のみをもって会社の財産と一体としてみることは現実的でない。（個人・公認会計士）</p>	<p>金融機関が把握していることを事例として記載したものである。</p>
<p>塩漬けとなっている分譲プロジェクトの新たな方向性や赤字解消のための再建計画などを提示した上で代表者の個人資産で延滞することなく当面返済を続けられるのであれば要注意先にとどまる可能性があるが、現在の例示のままではそのあたりについての表現が乏しいことから、破綻懸念先以下の債務者区分とするのが相当と考えられる。（個人・公認会計士）</p>	<p>本事例は、代表者の資力を法人・個人一体とみることにしているものであり、代表者の資産内容を把握したところでの返済能力や返済の意思を十分確認したところで、債務者区分の判断を行うことにポイントをおいたものである。</p>
<p>（解説）3「代表者は、企業の実質債務超過相当額を上回る個人資産を有し、」について、以下のように修正すべき。</p> <p>「代表者は、企業の実質債務超過相当額を上回る個人資産処分可能な不動産や預金等を有し、」</p> <p>単に企業の実質債務超過相当額を上回る個人資産を有しているということだけではなく、企業等の返済能力として加味可能な資産は、企業等の借入金返済のために処分する意思があり、かつ処分可能な資産に限られることについて誤解を招かないようにするため。（日本銀行）</p>	<p>個人資産は、事例における代表者の土地等の不動産及び家族預金等を指すものである。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>(解説) 3 「代表者の資産内容を検証したところでの返済能力や返済の意思が十分確認できるのであれば、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。」について、代表者に資産があり、会社に提供する意思が確認できたとしても、保全が確保されていなければ、別の債権者が押さえるかもしれない。債権回収の確実性という観点から見れば、「債務者の意思」よりも「保全の確保」を判断基準とすることが常識的ではないか。(個人・公認会計士)</p>	<p>中小・零細企業等の場合、企業と代表者等の関係が実質一体となっている場合が多いことから、代表者等が個人資産を企業に提供する意思が明確な場合には、そうした点を勘案したほうがより適切な債務者区分の判断の確保につながるものと考ええる。</p> <p>なお、代表者等の個人資産を企業の返済能力として加味する場合には、検証ポイントにおいても記述しているとおり、代表者等に係る借入金や第三者に対する保証債務がある場合には、当該借入金等の額を控除することとしている。</p>
<p>(解説) 3 「代表者の資産内容を検証」について検証するにあたり、債務者区分判定にあたっての具体的な判断根拠を明確にしておく必要があるため、確認資料を取り付ける必要があるのか、また、取り付ける場合には、具体的にどのような確認資料(例えば土地課税台帳、家屋課税台帳等)が必要かについて、考え方を示していただきたい。(日本損害保険協会)</p>	<p>重要な点は、当該確認資料が信頼のおけるものであるか否かにあると考えられることから、金融機関が有する様々な資料等に基づく確認や金融機関との議論を踏まえたところで、判断されると考える。</p>
<p>(解説) 4 「なお、代表者等の資産について検討するに当たり、その資産の有無のみならず負債や代表者等個人の収支状況等についても確認する必要がある。」について、負債を網羅的に確認することは、不可能に近い。(個人・公認会計士)</p>	<p>当該項目については、確認可能な場合ばかりではないと考えられるが、一方、その状況の確認を行わず問題なしとすることは適当ではなく、極力把握に努める必要があると考えており、把握できた結果でもって債務者区分等の判断をすべきであると考ええる。</p>
<p>[5 .「事例4 .代表者の長男の支援について」]</p>	
<p>業況中「開業後約2年は黒字で推移したが、その後は急速に顧客が減り、現在はほとんど近所の固定客に限られ、大幅な赤字経営となっている。(中略) なお、代表者は事業継続に強い意欲を持っている。」について、以下のように修正すべき。</p> <p>「開業後約2年は黒字で推移したが、その後は急速に顧客が減り、現在はほとんど近所の固定客に限られ、大幅な赤字経営となっている。(中略) なお、代表者は事業継続に強い意欲を持っているおり、<u>新商品の開発や販路の拡大に取り組んでいる。</u>」</p> <p>当該事業に先行きの展望があり、経営破綻する可能性が高くないことをイメージし易くするため。 (日本銀行)</p>	<p>事例は、検証ポイントの解説に重点を置いて設定されているものであり、ご指摘のイメージと、事例の事業継続の意欲とは実質的に同一と捉えている。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>業況中「現在は（中略）大幅な赤字経営となっている。」及び（解説）1「中小・零細企業の債務者区分の判断に当たっては」について、本事例を要注意先で認めるならば、債務者に全く返済能力がなく、保証人によって返済がなされている場合にも要注意先以上でよいという解釈が一般的に成り立つことになるが、適当と思われない。「中小・零細企業」ではなく、「零細企業」に限定した記述とすべきである。（個人・公認会計士）</p>	<p>中小・零細企業等においては、企業に返済能力がなくとも、代表者等と親密な関係にある者が一体となって返済を行っていることが多くあると考えられる。</p> <p>今回の別冊は、そうした中小・零細企業等の特殊性を勘案したところでの債務者区分の判断について解説しているものである。いずれにしても、個々の債務者や金融機関の債務者管理の実態に応じて判断が行われるものとする。</p>
<p>（解説）2「遅延分については既に長男が支払解消しているほか、代表者の長男から、条件変更後の返済に遅延が発生した場合は支援を行う旨の申出があり、かつ、当該長男の収入状況や家族状況等を踏まえ今後とも支援を行う資力があると認められるのであれば、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。」について、常識的に考えれば、「保証人にならない」＝「返済の確約はしない」という意味であり、「払うといっている」ことが確認できたとしてもほとんど意味がないのではないか。（個人・公認会計士）</p>	<p>金融機関の与信管理方針や支援を申し出る者の状況によっては必ずしも保証人とならない場合もあると考えられる。</p> <p>重要なポイントは、保証人であるか否かにかかわらず、支援の履行の確実性にあると考えており、その点については、支援の能力と支援の意思を確認できれば、債務者区分の判断に加味することができるものとする。</p>
<p>業況中「代表者の長男が現在の遅延金の一括支払を行い、さらにその後の返済に遅延が発生した場合には、長男自身が支払う旨の申出を受けた」について、長男の支援の意思が確認されるのであれば、なぜ条件変更時に正式に保証人としなかったのか疑問であり、逆にそうした対応について正当化されんとする解釈の余地が生じるのではないか。（個人・公認会計士）</p>	<p>同上</p>
<p>本事例は、相手方（代表者及びその長男）からの任意の申し出による返済協力の事例であり、金融機関からの要請に基づくものではないことを確認したい。（静岡県信用保証協会）</p>	<p>債務者区分の判断に当たっては、様々な要素を総合的に勘案して判断されるものと考えており、本事例において、あえて特定する必要はないと考えている。</p>
<p>業況中「代表者の長男が現在の遅延金の一括支払を行い、さらにその後の返済に遅延が発生した場合には、長男自身が支払う旨の申出を受けた」の部分について、約定返済額の軽減による最終期日一括返済となる部分（事例からの推測では、8.3年後（100か月後に1千万円）についてなんら触れられていない。その部分も含めて長男は支払うことを約束しているのか不明確であるため、明確にすべきでないか。大幅な赤字経営となっており、代表者には自宅兼店舗以外にはないため、最終期日一括返済部分の返済原資の確認が不可欠と考える。（個人・公認会計士）</p>	<p>貴見等を踏まえ、「その後の返済に遅延が発生した場合」を「その後の返済や最終の回収に問題が発生した場合」に修文するとともに、（解説）3中（支援を行おうとしている金額）を削除した。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>(解説) 3 「親密度合等を確認する必要がある。」について、親密度合はどのような方法で確認すればよいのか。</p> <p>また、代表者と個人とを一体としてみる中小・零細企業の場合は、代表者と生計を一にする家族は当然含まれるが、親類・縁者、企業支援者等も含まれると考えて良いか。(全国信用金庫協会)</p>	<p>中小・零細企業等の場合、企業と一体的に考える代表者等は、検証ポイントでも明らかにしているとおおり、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者で支援の意思及び支援の能力を有する者などが該当する。親密度合(密接な関係にあるか否か)は、個々の実態を踏まえ判断されるものとする。</p>
<p>(解説) 3 「また、その確認に当たっては、当該長男の支援意思や収入状況等が当該長男から提出された資料により確認できることが望ましいが、このような資料がない場合には、当該長男との交渉結果が記載された担当者の業務日誌等に基づいて確認することも考えられる。」について、以下のよう</p> <p>に修正すべき。</p> <p>「また、その確認に当たっては、当該長男の支援意思や収入状況等が当該長男から提出された資料により確認できることが望ましいが、このような資料がない場合には、当該長男との交渉結果が記載された担当者の業務日誌等に基づいて確認することも考えられる。」</p> <p>金融機関の安易な対応を招く虞があるため。(日本銀行)</p>	<p>貴見等を踏まえ、以下のとおり修正した。</p> <p>「また、・・・(略)・・・、このような資料がない場合には、例えば、当該長男との交渉結果等が記載された担当者の業務日誌等に基づいて確認することも考えられる。」</p>
<p>[6 . 「事例 5 . 技術力について」]</p>	
<p>技術力の判断基準について、その疎明資料をあたかも(出願中の)特許権、実用新案権に限定するような運用には問題があると考えられる。さらには、特許権が存在しても、今後の収益改善を貸し手が把握できないと評価しないかのような運用では、「技術力を加味する」点で著しく不十分であり、これでは中小企業の技術力を評価することにはなり得ない。(個人・大阪商工団体連合会)</p>	<p>債務者の技術力の検討に当たり、特許権、実用新案権の存在は、あくまで債務者の技術力の高さを示す例であり、これらに限定するものではない。また、債権の回収の危険性の度合いを判断する以上、債務者が技術力を有していても、それが今後の収益改善にどのように寄与するかを具体的に検討する必要があり、技術力を有していることのみを持って、それを債務者区分の判断に加味することは適当でないとする。</p>
<p>(解説) 2 「債務者の持つ高い技術力によって今後もメーカー等からの受注が確実に見込まれており、今後の業績の改善が具体的に予想でき、」について、そもそも「技術力によって」、「今後の業績の改善が具体的予測できる」ケースはほとんどないと思われる。(個人・公認会計士)</p>	<p>「検証ポイント 2 . 企業の技術力、販売力や成長性」の(イ)～(ホ)に例示した資料などに基づき、技術力等の今後の収益性等への影響度合いについて検討する必要があるとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>(解説) 2 「業況回復の可能性が低いと認められるのであれば、経営破綻に陥る可能性が高い状態にあると考えられ、破綻懸念先に相当する可能性が高いと考えられる。」について、金融検査マニュアルの定義に則せば破綻懸念先となるはずである。その上で中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合もあるが、検証ポイントである技術力等を総合的に勘案して、当該企業の経営実態を踏まえて要注意先となる可能性について検討することになるはずであるが、それがわかりづらい記載となっている。(個人・公認会計士)</p>	<p>解説3 . 後段「しかしながら、…」において、技術力等を踏まえた場合に、要注意先に相当する可能性を記述している。</p>
<p>(解説) 3 「なお、技術力の検討に当たっては、債務者が既に取得している、若しくは現在出願中の特許権、実用新案権の存在が特許証明書等で確認できるのであれば、債務者の技術力の高さを表す事例の一つと考えることができ」について、中小零細企業がこのような権利を保有していることは稀であるので、「中小零細企業の技術力」の検証が狭義にならないような表現にしていきたい。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>債務者の技術力の検討に当たり、特許権、実用新案権の存在は、あくまで債務者の技術力の高さを示す例であり、これらに限定するものではない。したがって、たとえ債務者の持つ技術力が公に証明されるものでなくても、それによって、今後の収益改善に寄与することが具体的に見込まれるのであれば、それを加味することができると思う。</p>
<p>(解説) 3 「債務者の技術力の高さを表す事例の一つと考えることができ、将来の業績に対するプラス材料の一つとなり得ると考えられる。」について、「債務者の技術力の高さ」が、「将来の業績に対するプラス材料の一つとなり得る」のは、債務者の業績が上向き基調にあることが大前提ではないか。(現状債務超過なるも、技術力を背景に売上が増加傾向等)(個人・公認会計士)</p>	<p>債務者の高い技術力等を反映させた実現可能な収支計画等により今後の業況が上向くことが確実に見込まれるのであれば、将来の業績に対するプラス材料の一つとなり得るという趣旨である。</p>
<p>(解説) 3 「当該特許権等により、どの程度の新規受注が見込まれるのか、また、それが今後の収益改善にどのように寄与するかなどといった点を具体的に検討することが必要である。」について、金融証券検査官に対して、上記のような点を具体的に検討することまで期待することには無理がある。(個人・公認会計士)</p>	<p>検査官は、金融機関の自己査定結果の正確性について、金融機関側の把握している様々な資料に基づいて検証をする必要がある。</p>
<p>[7 . 「事例6 . 販売力について」]</p>	
<p>経済情勢にかんがみれば、国内でタオル製造を続けていたのでは、どんなに販売力があっても存続が困難視される。査定に当たっては、こうした経済情勢を前提とすべきである。(個人・公認会計士)</p>	<p>事例は、検証ポイントを解説することに重点を置いて設定されているものである。いずれにしても、債務者区分は、個々の債務者の経営実態を踏まえて判断されるものとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>そもそも金融証券検査官に対して、「新商品の評判、問い合わせや引き合い等が今後の収益改善にどのように寄与するのかなど、今後の需給見込み等を踏まえた収益改善計画等により検討」する能力を期待することに無理があるのではないか。(個人・公認会計士)</p>	<p>検査官は、金融機関の自己査定結果の正確性について、金融機関側の把握している様々な資料に基づいて検証をする必要がある。</p>
<p>現状は、「従来の販売ルートに向けて拡販を図るべく準備をしているところ」であり、「要注意先に」相当する可能性が高い」という結論に至ることはありえない。本事例は、どれだけ体力が残っているかの問題であり、せいぜい「もうしばらく様子を見る」といった程度の問題である。(個人・公認会計士)</p>	<p>現状厳しい業況ながら、今まで培ってきた販売ルートの強みを生かした新製品の拡販で今後の収益改善の効果が収益改善計画等で具体的に見込まれる場合には、これを勘案して債務者区分の判断を行うことができると考える。 債務者の状況を事例として示している記述であり、「要注意先」という結論には結び付けてはいない。</p>
<p>現状は債務超過でも販売力の強い企業について、新商品の取り扱いを評価することは有用であるとの考えに同意する。しかし、中小企業の売上は日本経済全体の動向に左右される面が強く、長期の不況下にあっては、収益改善計画が概ねそのとおりになるかは経営者個人の努力の限界を超えるものがある。収益改善計画の検討も重要だが、「底入れ宣言」がされた日本経済が軌道に乗るか否かがより本質的な問題ではないか。(個人・大阪商工団体連合会)</p>	<p>債務者区分は、個々の債務者の経営実態を踏まえて判断されるものとする。</p>
<p>[8 .「事例7 . 代表者等個人の信用力や経営資質について」]</p>	
<p>本事例も典型的な零細企業の事例であるから、「中小・零細企業等」ではなく、「零細企業」に限定した記述とすべきである。 そもそも、残債2千万円未満の事例を取り上げることが一貫性に欠ける。(個人・公認会計士)</p>	<p>今回の別冊において「中小・零細企業等」については、企業と代表者等が一体となって経営がなされている場合が多いことから、適切な債務者区分を行うためにはこの特性を踏まえて判断する必要があると考えているもの。ことさら、「中小」と「零細」に区分して考える必要はないと考える。</p>
<p>運用例7、10について、トラック運送業界においては、今後、新たな自動車NOx・PM法の施行及び各自治体による環境条例の実施など環境規制の強化が本格的に開始されることとなっている。それに伴い各業者においては、当該強化に対応するため、車両の前倒し代替等の実施により一時的に財務状況が悪化することが考えられるが、長期的な観点で財務状況を判断するなど当業界の特性に対して十分な配慮が必要である旨を明記してほしい。(全日本トラック協会) (同趣旨の意見：日本貨物運送協同組合連合会)</p>	<p>環境規制の強化は、いわゆる経営環境の変化の一つと考えられ、業者がかかる変化に対応することで財務状況等がどの程度変化するかは、各業者の体力等によってそれぞれ異なると考えられる。 いずれにしても、債務者区分は、個々の債務者の経営実態を踏まえて判断されるものとする。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
[9 .「事例 8 . 業種の特性について」]	
<p>業況中「...売上は当初計画比 80%程度に止まり、...」及び運用例 9・自己査定・「...、全体的に計画比 8 割以上の実績で推移していることから、...」について、上記下線部個所については、あくまでも収支計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であることから、以下のように訂正すべきである。</p> <p>「...売上は当初計画比概ね 80%程度に止まり、...」運用例 9「...、全体的に計画比概ね 8 割以上の実績で推移していることから、...」(第二地方銀行協会)</p>	<p>数字そのものは、収支計画等の合理性、実現可能性の目安として示しているものではなく、事例上の算出値を示しているものである。</p> <p>また、債務者区分の判断は、実質的な財務内容、収益力、収支計画等様々な要素を総合的に勘案して行う必要があると考える。</p>
<p>業況中「期間損益は多額な減価償却負担や金利負担から赤字を続け、債務超過に陥っている。当行は、運転資金のほか、当該別館改築資金(250 百万円、20 年返済)に応需している。なお、当該改築資金については、現状正常に返済が行われている。」について、以下のように修正すべき。</p> <p>「期間損益は多額な減価償却負担や金利負担から赤字を続け、債務超過に陥っている。当行は、運転資金のほか、<u>当該別館改築資金(250 百万円、20 年返済)に応需している。なお、当該改築資金については、減価償却前利益は黒字を確保しているため、現状正常に返済が行われている。</u>」</p> <p>債務超過の原因は減価償却費負担であり、かつ返済原資である減価償却前利益ベースでは黒字を確保していることを記載したほうが、正常先とイメージし易いため。また、赤字資金が出ているとの誤解を招く箇所を削除。(日本銀行)</p>	<p>ご指摘の「減価償却前利益は黒字を確保している」か否かは正常返済について確認する一つの着眼点であるが、本事例は、業種の特性による様々な要素を勘案して債務者区分の判断を行う必要性にポイントを置いているところであり、特に明示的に記載する必要はないと考えている。</p>
<p>解説 1 .「旅館業については、(中略) 比較的短期間の内に設備更新のための再投資(修繕費用等)も必要とされる。」及び 2 .「仮に、減価償却前利益が今後一定の水準で推移するとした場合、時間の経過とともに、減価償却費の減少から、減価償却後利益は黒字へと好転し、債務超過額も徐々に解消していくこととなる。」について、上記の解説 1 を前提とするならば、「仮に、減価償却前利益が今後一定の水準で推移するとした場合」という仮定は無意味である。(個人・公認会計士)</p>	<p>減価償却費負担の大きい旅館業の特性を記述し、その内容を十分確認する必要性を記述したものである。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>解説3。「当初計画比80%程度の売上」について、金融検査マニュアルでは、破綻懸念先から要注意先へのランクアップに当たってのセーフ・ハーバー・ルールとして計画比80%というのがあるが、事例8のように、要注意先から正常先へのランクアップにおいてもこのルールが適用されると考えて良いのか。(全国信用金庫協会)</p>	<p>解説は、事例を踏まえ、当初計画比80%程度の売上等をベースとした収益水準で今後の返済が可能かどうか等を検討し、債務者区分を判断することを示したものであり、「80%程度」の実績が直ちに正常先へのランクアップの要件の一つとなることを示したのではない。</p>
<p>解説3。「当初計画比80%程度の売上」について、業況及び解説中にある「計画比80%」とあるのを「計画比70%」としていただきたい。</p> <p>事例8のケースは、そもそも別館リニューアルに伴う与信の評価と考える。この別館リニューアルというのは、中小・零細企業で言えば、いわば新規事業と同じであることから、創業赤字におけるセーフ・ハーバー・ルールである計画比70%と同様に考えたほうが実態にあっていると考える。</p> <p>なお、金融検査マニュアルでは、破綻懸念先から要注意先への区分引上げができる基準として「経営改善計画比80%程度」が示されている。しかし、内部留保が少なく、景気の影響を受けやすい中小・零細企業では、この基準は極めて高いハードルである。そこで、金融機関の健全性と中小・零細企業の実態を踏まえ、例えば60～70%程度の達成率といった、中小・零細企業特有の基準を別途設けていただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>同上</p>
<p>設備投資先行型業種、不動産賃貸業について、再建計画等との対比において計画比概ね8割以上推移しており、キャッシュフローがプラスで返済能力に問題がなければ、実質債務超過解消や黒字転換迄の期間を弾力的に考えて問題はないかどうか明確にしていきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>解説で述べた「多額の設備資金を必要とし、これら投資資金の回収に長期間を要する」また、「多様化する顧客ニーズへの対応のため、比較的短期間の内に設備更新のための再投資（修繕費用等）を必要とする」業種は、旅館業に限らず存在すると考えられる。いずれにしても、このような業種については、その特性を踏まえ債務者区分の判断をする必要があると考える。</p>
<p>ここで示されている判断プロセスは、業種に限らず、「一時期に高額な設備投資を必要とする企業」にも該当する。</p> <p>したがって、事例8の最後に、上記事項に関する追記をしていただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>同上</p>
<p>[10 .「事例9 . 収支計画の具体性及び実現可能性について」]</p>	

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>業況について、現金商売に対して、3年間の元本返済猶予を行うことの意味がわからない。現金商売で返済ができないのであるから、減価償却前で赤字であると推定できるが、飲食店の黒字転換(償却前)に3年もかかる計画自体に信憑性がない。(個人・公認会計士)</p>	<p>事例は検証ポイントの解説に重点を置いて設定されているものである。</p>
<p>業況について、計画比8割以上の実績で推移しているにもかかわらず、売上は減少を続け、連続して赤字になっている中で、「引き続き当該計画の進捗を見守ること」の意味が全くわからない。(個人・公認会計士)</p>	<p>貴見等を踏まえ、概況、業況等の記述を一部修正した。(事例9参照)</p>
<p>解説について、元本返済猶予期間中の赤字をどのように補填していくかについても全く不明である。(個人・公認会計士)</p>	<p>同上</p>
<p>本事例は、明らかに実質延滞であり、実際に元本の返済が再開されるまでは破綻懸念先としておくべきものではないか。(個人・公認会計士)</p>	<p>金融機関の支援を前提として策定された経営改善計画等が合理的で、実現可能性が高いと判断され、将来確実に元本返済が再開されることが明らかな場合には、元本返済がないことをもって、直ちに破綻懸念先に相当することは考えられない。</p>
<p>(解説)1.「今後、業況回復の可能性が低いと認められるのであれば、経営破綻に陥る可能性が大きい状況にあると考えられ、破綻懸念先の債務者区分に相当する<u>場合が多い</u>」の部分について 「相当する場合が多い」のではなく、金融検査マニュアルの定義に則せば、破綻懸念先になるはずである。そのうえで、金融機関等の支援を前提として策定された経営改善計画等が合理的で、実現可能性が高いと判断される場合には、当該企業の経営実態を踏まえて要注意先となる可能性について検討することになるはずである。事例10も同意見。(個人・公認会計士)</p>	<p>解説2.後段「しかしながら、…」において、経営改善計画等を踏まえた場合に、要注意先に相当する可能性を記述している。</p>
<p>自己査定「全体的に計画比8割以上の実績で推移している」について、金融検査マニュアルの経営改善計画におけるセーフ・ハーバー・ルールでも概ね8割と具体的な割合が挙げられているが、トレンドとして業況の改善が進んでいること等が確認される場合(注)には、これを容認できるような表現にしていきたい。 (注)例えば、初年度：計画比6割、2年度：同7割、当(3)年度：同8割の実績であるような場合。 (全国信用組合中央協会)</p>	<p>2年を経過した時点での実績を踏まえつつ、今後の収支見込を検討することを事例として解説したものであることをご理解していただきたい。なお、貴見等を踏まえ、概況、業況等の記述を一部修正した。(事例9参照)</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>解説２．「条件緩和の申出時に作成した収支計画に基づいて経営改善に努め、」について、この収支計画を金融検査マニュアルの経営改善計画と理解すれば、「<u>要注意先と判断して差し支えないケース</u>」では、全ての取引金融機関等（被検査金融機関を含む）において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。ただし、被検査金融機関が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合（中略）足りるものとする。」と金融検査マニュアルに規定されているが、本事例においては、「全ての取引金融機関等（被検査金融機関を含む）において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていること」や「被検査金融機関が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合」に該当するのにかつての記載がない。当信金のシェアは51%であることから、いずれかが確認されていないとマニュアルの要件を満たしていないと考えられるが、今回例外を定めたものなのか。（個人・公認会計士）</p>	<p>貴見等を踏まえ、概況、業況等の記述を一部修正した。（事例9参照） いずれにしても、事例上、金庫は債務者策定の収支計画書に基づき支援を行うことに合意している。</p>
<p>解説２．「2年を経過した時点で計画比8割以上」について、この2年というのは計画と実績との乖離を評価する期間と考えるのか。それとも単なる事例を受けた解説なのか。「経営改善計画と実績との乖離を評価する期間」が検査官の判断基準としてあるのであれば明らかにしていただきたい。具体的な方策があり、その実現可能性が判断できるのであれば、実績がない場合であっても債務者区分の判断材料として利用できるようにしていただきたい。（全国信用金庫協会）</p>	<p>2年を経過した時点での実績を踏まえつつ、今後の収支見込を検討することを事例として解説したものであることをご理解していただきたい。なお、貴見等を踏まえ、概況、業況等の記述を一部修正した。（事例9参照）</p>
<p>[1 1 .「事例10．経営改善状況と今後の見通しについて」]</p>	

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>解説 2 . 「金融機関が条件緩和を実施する際に、(中略)事業計画等に沿った形で」について、この事業計画を金融検査マニュアルの経営改善計画と理解すれば、「<u>要注意先と判断して差し支えないケース</u>」では、全ての取引金融機関等(被検査金融機関を含む)において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。ただし、被検査金融機関が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合(中略)足りるものとする。」と金融検査マニュアルに規定されているが、本事例においては、「全ての取引金融機関等(被検査金融機関を含む)において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていること」や「被検査金融機関が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合」に該当するののかについての記載がない。当信金のシェアは97%であることから、いずれかが確認されていないとマニュアルの要件を満たしていないと考えられるが、今回例外を定めたものなのか。(個人・公認会計士)</p>	<p>事例上、銀行は事業計画等に基づき支援を行うことに合意している。</p>
<p>[1 2 . 「事例 1 1 . 支援の意思と再建の可能性について」]</p>	
<p>収益力の見通しを検討する以前の段階で、8億円部分の貸付が腐っており、少なくともこの部分について具体的な返済予定が立たないのであれば、金融機関の支援により倒産しないとしても既に債権の価値は失われていると見るべきであり、絶対に個別引当が必要である(劇的な経営改善が見られれば話は別だが、計画段階では不可)。</p> <p>本事例で要注意先にとどめることを認めるのであれば、債務者区分に応じた引当を行っている現行の枠組自体が信用を失う。なお本件は中小企業に特有の問題ではない。(個人・公認会計士)</p>	<p>事例は検証ポイントの解説に重点を置いて設定されているものであり、実際の査定においては、事例で挙げている材料以外にも本業の収益見込み、個人資産等を総合的に勘案し、経営再建の可能性に応じて債務者区分を判断する必要がある。</p>
<p>解説 3 . 「また、業況が相当悪化している場合、他の金融機関の貸出金の履行状況についても確認する必要がある。」については、削除していただきたい。</p> <p>当該債務者企業の返済余力と有利子負債との現在及び将来の見通しが債務者区分判断に当たっての鍵であり、他の金融機関の貸出金について履行しているかどうかはその判断に当たってあまり影響しないものとする。また、このプロセスは過重であるばかりか、確認することが困難である。(全国信用金庫協会)</p>	<p>仮に他の金融機関の貸出金に延滞が発生している場合、債務者区分の判断に大きく影響するものとする。したがって、他の金融機関の貸出金の履行状況についても、可能な範囲内で確認することは必要とする。</p>
<p>[1 3 . 「事例 1 2 . 貸出条件及びその履行状況について」]</p>	

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>短期資金の書換えが継続することは理解できるが、社屋の減価償却部分に相当する返済が5年間も行われていないことの説明がつかない。「正常先に相当する可能性が高い」とする記述は不適當である。(個人・公認会計士)</p>	<p>解説にもあるとおり、あくまで今期の黒字転換見込、非延滞などの表面上だけを見た場合の、「こうした点だけを捉えれば」と限定的に捉えれば正常先の可能性が高いということである。実際の査定に当たっては、ここに記載されていない材料等の把握、検討を行った上で債務者の経営実態を総合的に勘案する必要がある。</p>
<p>[1 4 .「事例 1 3 . 貸出条件の変更に至った要因の検討について」]</p>	
<p>自己査定中「正常先」について、「正常先」とあるのを「要注意先」に修正していただきたい。 事例 13 の自己査定では、当行は「正常先」として判断しているようであるが、このようなケースでは、正常先というのはいずれも、要注意先以下に相当すると考えられる。(全国信用金庫協会)</p>	<p>本事例については、あくまで貸出条件の変更に至った要因を検討する際のポイントに焦点を絞った解説を行っている。実際の検査に当たっては、当然のことながら債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等個々の債務者の経営実態を総合的に勘案する必要があると考える。</p>
<p>自己査定では正常先としているが、これは業況にあるよう条件変更を実施した結果ある。業況から判断して、条件変更をしなければ延滞が発生していたと考えられる。この場合の実態判断としては、要管理先か少なくともその他要注意先とすべきである。(日本公認会計士協会)</p>	<p>同上</p>
<p>(解説) 2 . 中、「債務者の返済能力に問題が生じたことに伴う条件変更であると考えられ、要注意先以下に相当する可能性が高いと考えられる。」について、本事例のような場合、中小零細企業は、企業の再生を図るために大企業並に不稼働部門を切り離したり、分社化したりすることは不可能であり、延滞なく約定返済を可能とするためには、こうした手法しかとり得ないのが現状。金融機関としても、こうした条件変更により当該企業を支援・再生していくことが使命であるため、一定の制限(例えば、設備資金なら耐用年数以内、テールヘビーなら貸出金総額の30%以内等)を課すとともに、条件変更後に元本・利息ともに遅滞なく返済され、かつ決算上赤字が発生していないければ、「正常先」と考えて差し支えないのではないか。(個人・銀行員)</p>	<p>個々の債務者の態様や条件変更の内容は千差万別である。一方、債務者区分の判断は、個々の債務者の実態判断が重要である。したがって、条件変更の内容等について、一定の制限を課した場合、適切な債務者区分の確保に支障をきたすのではないかと考える。 いずれにしても、条件変更が行われている場合には、様々な背景があると考えられることから、条件変更を行ったことのみをもって債務者区分の判断を行わず、資金使途や変更理由を踏まえて行う必要があると考える。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>本事例は、「変更に至った要因を十分検討する」までもなく、明らかに要管理先以下であり、むしろ「元本及び利息の全額が最終的に回収できるかどうか」によって、破綻懸念先の検討を行うべき先である。当該事例は、「検証ポイント」の趣旨から外れているのではないかと。(個人・公認会計士)</p>	<p>本事例については、あくまで貸出条件の変更に至った要因を検討する際のポイントに焦点を絞った解説を行っている。実際の検査に当たっては、当然のことながら債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等個々の債務者の経営実態を総合的に勘案する必要があると考える。その結果、ご指摘のように例えば要管理先や、破綻懸念先としての検討を行う可能性も、債務者によっては出てくると考えられる。</p>
<p>(解説)3.「通常の借入期間の範囲内で返済条件、返済期間を変更している場合」の部分について「通常の借入期間」とあるが、設備投資資金の場合は、法定耐用年数の範囲内での期間延長であれば通常の借入期間と考えて良いかと。(全国信用金庫協会) (同趣旨の意見：第二地方銀行協会)</p>	<p>一般に、設備資金(特に収益物件取得資金)の貸出期間については、今後の設備老朽化に伴う追加費用負担の発生、入居率の低下、家賃水準の低下などのリスクを勘案すれば、融資案件に当たってそれぞれの収益物件が内包するリスクに応じた貸出期間の設定が行われると考えられる。</p>
<p>解説3.「返済能力に対応し、通常の借入期間の範囲内で返済条件、返済期間を変更している場合には、原則として貸出条件及び履行状況に問題はないと考えられる。」について、以下のとおり、下線部分を追加すべき。 「返済能力に対応し、通常の借入期間の範囲内で返済条件、返済期間を変更している場合は勿論、<u>通常の借入期間の範囲外にわたる返済条件、返済期間の変更であっても、条件改訂後延滞なく5年を経過した場合</u>には、原則として貸出条件及び履行状況に問題はないと考えられる。」 理由としては、現状、上記下線部分のような内容の条件変更を行った場合、その後一定期間正常に払込がなされ、実質的に管理を要しない債権となっても、その債権が完済されるまで「貸出条件緩和債権」とされ、除外指針がないため。(個人・信用金庫役員)</p>	<p>今回頂いたパブリックコメント等を参考にし、新たに事例15を作成したので参照されたい。</p>
<p>設備資金として融資している場合で、債務者の早期債務償還希望により、当初設定返済期間を当該設備の耐用年数を下回って実行した場合等では、経済環境の変化により返済期間の長期化や約定返済額の減額を行ったとしても「条件緩和債権」とはみなさない旨を例示していただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>同上</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>解説4（新設）「なお、<u>預金担保貸出、信用保証協会貸出等損失を被らない債権は、条件変更があっても貸出条件緩和債権とする必要はない。</u>」</p> <p>当該債権は、損失を被る心配のない 分類債権であり、そのような債権まで貸出条件緩和債権として管理することは、結果として当該債務者の借入機会を狭める懸念が生じることとなるため。（個人・信用金庫役員）</p>	<p>今回いただいたパブリックコメント等を参考にして新たに事例16を作成したので参照されたい。</p>
<p>返済条件の変更を行った先に対して、その後の返済が正常であれば、金融機関は債務者区分を「正常先」から「要注意先以下」に格下げしないことを要望します。（全国信用保証協会連合会）</p>	<p>債務者区分については、条件変更の内容、債務者の業況及びその見通し、返済能力等を総合的に勘案して判断されるものと考えます。</p>
<p>元本の約定返済額を大幅に減額して最終期日にしわ寄せしているケースでは、条件変更の内容によって、例えば今後約定返済額の増額が見込めるか又は後継者はいるか等の状況により、通常の要注意先から破綻懸念先（あるいは実質破綻先）までのどの債務者にも区分できる可能性があることから、条件変更があった場合の解釈指針を明確にすべきである。（日本公認会計士協会）</p>	<p>同上</p>
<p>[15 . その他]</p>	
<p>ベンチャー企業（コンピューターソフト会社、インターネット接続業者、バイオテクノロジー会社など）についての事例がない。（個人・自営業）</p>	<p>ベンチャー企業とは一般的に、高い技術力等を持つことから潜在的な成長性に富んでいることが多い。したがって技術力、販売力等を引用した事例（5，6等）を参照して頂きたい。</p>
<p>公表された事例はおおよそ土地などの有形資産に対する査定が中心だが、さらに有形資産が少なく、優秀な技術等を持った小さな会社（日本酒等の蔵元、チーズ工場、楽器製作所、窯元等、加工する者によっては特殊な付加価値を生じさせる業者など）に対する事例はないのか。（個人・自営業）</p>	<p>いわゆる優秀な技術等を持つ企業は、上記ベンチャー企業と同様に高い技術力等を持ち、潜在的な成長性に富んでいることが多いことから、技術力、販売力等を引用した事例（5，6等）を参照して頂きたい。</p>
<p>景気回復が間もなく期待できる時における返済条件の弾力化、あるいは狂牛病の風評による被害など一過性の変動要因を理由とする返済の遅延や返済条件の変更などのケースも事例として加えるべきではないか。（個人）</p>	<p>事例7及び10等にて類似の事例を取り上げているので参照していただきたい。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>中小企業の新事業や新規起業については、通常当初3年程度赤字であるため、元本の棚上げ、追加融資支援などの「育てる金融」が必要となる。したがって、</p> <p>経営計画にそって経営がなされており、債務者及び金融機関が3年経過後に黒字経営が可能、融資金額が少額、例えば概ね10百万円以下、必要金額がそれ以上であれば複数行の協調などで各行10百万円以下にリスクが限定されているなどの場合、</p> <p>要注意先よりも信用度の低い債務者区分としないような事例を追加してほしい。(個人・大学教員)</p>	<p>債務者区分は個々の債務者の経営実態によって判断されるものとする。</p>
<p>改善が見込まれつつある企業に対しては、柔軟な債務者区分の変更(例：破綻懸念先 要注意先)が行われるよう、マニュアル運用上の例示が必要である。即ち計画通りに事業改善が進む企業に対しては、「破綻先」の債務者区分をなるべく早く(破綻懸念先、要注意先などへ)変更していく。そして、そのメルクマール(3年間計画通り推移など)を例示する。(個人・大学教員)</p>	<p>同上</p>
<p>事例として旅館業について例示して頂いているが、新規設備投資や改築費用が多い業種以外で、業種特性の適用事例の集積があれば、ぜひ事例等で頂きたい。(全国銀行協会)</p>	<p>今後とも必要に応じて運用例の追加・更新を検討してまいりたい。</p>
<p>債務超過企業であっても、長期間黒字を計上している先である等、今後の回収可能性に特段の問題がない場合には、正常先と判断しても差し支えないと考えられることから、以下のような運用例を追加してほしい。</p> <p>「直近決算期では債務超過であるが、債務超過の原因が過去の大口不渡りの発生とその後の業界不況によるものであり、その後、企業努力により長年(10年程度)にわたり利益を計上し、債務超過額を減少してきている。</p> <p>当該企業は、特殊な技術を有しており、受注先に絶大なる信用があり、今後の利益も十分に見込める先である。債務超過解消には時間を要するが、土地の含み益もあり、実態は債務超過解消可能な先である。」(第二地方銀行協会)</p>	<p>今般の運用例等を参考にして、個々の債務者の経営実態を踏まえて判断していただきたい。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>サブや新規先等の場合においても判断が変わらないのであれば、あえてメインと記載する必要がないのではないか。(東京信用保証協会)</p> <p>サブや新規先の場合、その判断に影響があるかどうか不明な点もあることから、そのあたりの事例も追加したほうがより現実的な事例になると思われる。(全国信用保証協会連合会)</p>	<p>運用例は、検証ポイントの解説に重点を置いたものである。いずれにしても、債務者区分の判断に当たっては、個々の債務者の経営実態を踏まえて行われるものとする。</p>

4. 抽出基準に関するもの

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>前回検査の結果にかかわらず、一定与信額以下であれば、すべて金融機関の自己査定にゆだねるようにはしていただきたい。(全国商工会連合会)</p>	<p>今般の抽出基準の明確化は、検査の効率性向上の観点から実施するものであるが、同時に検査の実効性を確保することも重要である。そのため適用に当たっては一定の前提条件を置いているところである。</p>
<p>「与信額200万円」について算出根拠を示すとともに、この与信額の決定については、中小企業の実態に応じたものにしていただきたい。(全国商工会連合会)</p>	<p>与信額2,000万円については、過去の検査結果に基づいて、一定金額以下の債務者の自己査定の検証を省略したところでの自己資本比率への影響度合いや、中小金融機関の金額階層別構成比などを踏まえ算出し、これを原則として明確化したものである。</p> <p>なお、検査マニュアルには、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げるができる旨記述しているところである。</p>
<p>抽出基準について、資本の部合計1%基準は落としたほうがよい。(個人)</p>	<p>与信額200万円未満のみとした場合、特に小規模金融機関においては、その与信先のほとんどが自己査定に委ねられてしまうことになりかねず、そうした点に対する歯止めの観点から、資本の部合計(会員勘定計)の1%という基準を設けているところである。</p>
<p>抽出基準について、与信額200万円基準は入れるべきではない。資本の部合計1%基準のみでいいのではないか。(個人)</p>	<p>資本の部合計(会員勘定合計)の額は、金融機関の規模によって大きく差があり、仮に与信額200万円基準を取り入れず、資本の部合計(会員勘定合計)の額の1%未満のみとした場合、特に大手金融機関においては、場合によっては、その与信先のほとんどが自己査定に委ねられてしまうことになりかねず、検査の実効性の面で問題があると考えられる。</p>
<p>被検査金融機関の自己査定に委ねることができるとしている債務者の与信額基準が200万円未満となっているが、金融機関の資産規模に応じた金額設定とすることが望ましい。必要に応じてその与信額の上限を2億円程度まで引き上げていただきたい。(全国銀行協会)</p>	<p>与信額2,000万円については、過去の検査結果に基づいて、一定金額以下の債務者の自己査定の検証を省略したところでの自己資本比率への影響度合いや、中小金融機関の金額階層別構成比などを踏まえ算出し、これを原則として明確化したものである。</p> <p>なお、検査マニュアルには、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げるができる旨記述しているところである。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>与信額5,000万円程度の債務者まで拡充すべきである。(中小企業家同友会全国協議会) (同趣旨の意見: 第二地方銀行協会、全国信用金庫信用組合労働組合連合会、全国銀行労働組合連合会、個人・大阪商工団体連合会、個人・木材団体会長、個人・銀行員)</p>	<p>同上</p>
<p>与信額が2,000万円は低すぎないか。(東京信用保証協会) (同趣旨の意見: 個人・銀行産業労働組合中央執行副委員長)</p>	<p>同上</p>
<p>抽出基準の明確化に係る検査マニュアルの改訂案において「与信額が2,000万円又は資本の部の合計(会員勘定合計)の1%のいずれか小さい額未満の与信先」との記述があるが、「金融機関の資本の部合計の1%」ではなく「債務者の資本の部合計の1%」との誤解を受けるのではないか。(個人)</p>	<p>貴見等を踏まえ、以下のとおり修文した。 「<u>債務者への</u>与信額が2,000万円又は被検査金融機関の資本の部合計(会員勘定合計)の1%のいずれか小さい額未満の<u>債務者</u>」</p>
<p>抽出基準の明確化に関して、検査を効果的に実施する観点から、会計監査におけるリスク・アプローチの発想を取り入れてはどうか。例えば、「被検査金融機関における自己査定体制の整備・運用状況(統制リスク)を一次的に評価したうえで、「自己査定と当局査定の相違が自己資本比率に与える影響」を考慮して、「当局査定における抽出基準」(実証性テストにおけるサンプリングの範囲)を決定することを明記してはどうか。なお、抽出基準は、機械的な金額基準によらず自己査定体制の一次評価の過程で発見した弱点を重点的に検証できるよう定める必要がある。また、自己査定体制が良好と認められる場合のほか、自己資本比率が十分に高い場合、与信管理体制が充実している場合、債権の小口分散化が図られている場合などは、抽出件数を大幅に減少させることを明記してはどうか。(個人・公認会計士)</p>	<p>現行金融検査マニュアルにおいて、「検査官は、自己査定体制の整備等の状況等の検証及び自己査定基準の適切性の検証、いわゆるプロセス・チェックを十分に行った上で、実際の自己査定結果について、原則として抽出調査の方法によりその正確性の検証を行うこととする。」と記述され、現状の検査においても、被検査金融機関からの事前徴求資料等や事前のヒアリング等を利用している。抽出基準については、被検査金融機関の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員等に加えて上記の事前徴求資料等の検討の結果を総合的に勘案したところで主任検査官が各金融機関ごとに決定しているところである。また、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できることとなっている。</p>
<p>「被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合」とあるが、基準の明確化という本改訂趣旨に沿って、「資産内容に特に問題がない」及び「前回検査の結果が良好である」と判断されるに当たっての基準を明らかにしていただきたい。(全国労働金庫協会)</p>	<p>前回検査において資産内容に特に問題がない、または前回検査結果が良好であると判断される場合は、被検査金融機関の実態によって様々であると考えられる。 したがって、一般的には、例えば直近決算の不良債権比率、自己資本比率等の状況のほか、前回検査における査定結果の当局との乖離状況、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の状況等を総合的に勘案し、ケースバイケースで判断されることになると考える。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>抽出基準の明確化ではなく、金融検査マニュアルにある「なお、住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等の貸出金については、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができるものとする。」の明確化を図るべきである。</p> <p>また、この基準は資産の健全性と金融機関のリスク負担能力との関係から定められるべきものであることから、別冊にある「二千万円または会員勘定の1%のいずれか小さい額未満の者」ということではなく、金融機関のポートフォリオに応じてその水準が定められるべきである。</p> <p>理由は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己査定結果の正確性の検証における「抽出基準」というのは、資産全体の60%から70%程度の抽出資産を検証することで、残りの資産の自己査定は正確に行われていると推定するためのものである。 <p>したがって、今般定められた抽出基準の明確化は、自己査定結果の正確性の検証の範囲を広げるだけであり、検査の効率性向上につながらない。</p> <p>住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等の貸出金については、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うこととなっているが、この定型ローン等のなかには、中小企業基本法で定める小規模企業者向け債権や金融機関の債権ポートフォリオからみて信用リスク管理上影響が軽微である一定金額以下（例えば、3,000万円から5,000万円程度）の債権も含めて考えるべきである。（全国信用金庫協会）</p>	<p>金融検査マニュアルでは、各金融機関がそれぞれの規模や特性に応じた信用リスク管理態勢を構築することについて否定していない。</p> <p>今般の抽出基準の明確化は、検査の効率性向上の観点から実施するものであるが、同時に検査の実効性を確保することも重要である。そのため適用に当たっては一定の前提条件を置いているところである。</p> <p>なお、検査マニュアルには、原則「2,000万円又は会員勘定の1%のいずれか小さい額未満の者」に加え、必要に応じ、抽出率を下げることのできる旨記述しているところである。</p>
<p>金融検査を受ける側からすれば、検査結果通知を受けた時点ないし検査立ち入り時点で当該金融機関が、前回検査の結果が良好であったのか否かを知らされないまま検査に入られるよりも、知らされた上で検査に入られた方が、より受検準備に取組みやすいと考えられる。</p> <p>従って、金融機関の負担軽減の見地から、金融機関が、検査結果通知を受けた時点ないし検査立ち入り時点で当該金融機関の前回検査の結果が良好であったのか否かを知らせることを金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルに明記することが望ましいと考える。（個人・新日本監査法人）</p>	<p>今般の抽出基準の明確化は、金融検査の効率性向上の観点から実施するものである。</p>
<p>抽出基準の運用にあたり、その導入趣旨を踏まえて、地域金融機関の自主性を十分に配慮した運用を行うよう要請する。（中小企業庁）</p>	<p>今般の抽出基準の明確化は、検査の効率性向上の観点から実施するものであるが、同時に検査の実効性を確保することも重要である。そのため適用に当たっては一定の前提条件を置いているところである。</p>

5. 市場関連リスクに関するもの

コメントの概要	コメントに対する考え方
[別添 10 市場関連リスク（預金等受入金融機関）関係]	
<p>（改定案） 時価評価（3）時価算定の客観性の確保（3）「なお、算定方法の変更状況を明確にしているか」について</p> <p>具体的にどのようなことを求めているのか、例示等をもって明らかにしていただきたい。（全国労働金庫協会）</p>	<p>時価算定の客観性を確保する観点から、算定方法の変更が行われた場合においては、例えば、変更理由、変更内容及び内部監査部門等による承認の有無等について、書面等により明らかにしておくことが必要ではないかと考えられる。</p>
<p>（改定案） 時価評価（3）時価算定の客観性の確保（3）「内部監査の重点項目に含まれているか。」について</p> <p>当項目のみを予め重点事項とすることはせず、客観性の確保が求められる他のチェック項目と同様に「内部監査部門のチェックを受ける」として整合性を図っていただきたい。（全国労働金庫協会）</p>	<p>会計処理の恣意性を排除し透明性を確保する観点から、時価算定の客観性の確保の状況についての内部監査は極めて重要なことと考えている。</p>
<p>（改定案） .2.(1) 時価評価の(1)から「特定取引及び非特定取引を行う部署の管理者並びに」を削除し、.2.(3)の(1)に「特定取引を行う部署の管理者の権限と義務」を記載するようにしていただきたい。（全国銀行協会）</p>	<p>貴見等を踏まえ、.2.(1)(1)を「時価を算定する部署の管理者の権限と義務」と修文し、.2.(3)(1)に「特定取引を行う部署の管理者の権限と義務」を追加し、をそれぞれ繰り下げた。</p> <p>なお、保険検査マニュアルにおいても同様に修文した。</p>
[別添 12 市場関連リスク（証券会社）関係]	
<p>（改定案） .リスク管理体制（1）統合的なリスク管理体制の確立（1）「市場リスク管理に当たっては、トレーディング商品勘定と投資有価証券などその他有価証券勘定の双方がカバーされる体制を取っているか。」の下線部について、「投資有価証券」には、「その他有価証券」や満期保有目的の債券などが含まれ、より幅広い概念であるため、下線部分は「その他有価証券など投資有価証券勘定」と修正すべき。（日本公認会計士協会）</p>	<p>貴見等を踏まえ、.(1)及び.1.(1)中「投資有価証券などその他有価証券勘定」を「その他有価証券など投資有価証券勘定」に修文した。</p>

* 以下のとおり、引当関係、金融行政全般に係るご意見が寄せられておりますが、これらについては、今後の行政運営の参考にさせていただきたいと考えております。

コメントの概要
[1 . 引当関係]
<p>下記事項について運用上の問題点が明らかになっていることから、早急に検討会を立ち上げ、監督局、日本公認会計士協会とも連携をとって見直しを図っていただきたい。</p> <p>算定対象債権について、正常先、その他要注意先、要管理先債権の貸倒実績率を算定にあたっては、優良担保・保証等の分類と一般担保でカバーされている部分は毀損の可能性が極めて低いことから、算定対象債権から控除することが経済合理的である。</p> <p>(理由)</p> <p>倒産確率によって引当額を算定する場合、倒産確率×(1-回収率)としていることと整合性があるため</p> <p>一般保証は、保証能力の判断に恣意性が入るため算定対象債権から除けないものの、分類と一般担保はその可能性が低い</p> <p>(全国信用金庫協会)</p> <p>(同趣旨の意見：日本商工会議所、個人・信用金庫役員、個人・地方公務員)</p>
<p>条件緩和を行った要注意先であっても、優良担保・優良保証で保全されており、回収に全く問題がない債権者については、過去の貸倒実績率を見直すことを前提として、「要管理先」から除外し、「その他要注意先」として差し支えないものとするので、本別冊の中で明確にしていきたい。(全国信用組合中央協会)</p>
<p>下記事項について運用上の問題点が明らかになっていることから、早急に検討会を立ち上げ、監督局、日本公認会計士協会とも連携をとって見直しを図っていただきたい。</p> <p>要管理先債権では、今後3年間の損失を見込んで一般貸倒引当金を算定することとなっている。</p> <p>しかし、決算は1年単位の決算であることから、今後1年間の損失を見込むことで十分であるとする。(全国信用金庫協会)</p> <p>(同趣旨の意見：日本商工会議所、個人・生協連合会)</p> <p>要管理先・要注意先の債務者区分内の企業の破綻により、債権に対する引当率が一律に上昇すると考えられるが、予想損失率については、景気循環等を考慮のうえ算定することとし、弾力性のある引当率の算定が認められるようにしていきたい。(全国商工会連合会)</p> <p>(同趣旨の意見：日本商工会議所)</p>
[2 . 金融行政全般]
<p>なお、金融検査マニュアルとは直接関係のない事項ではあるが、金融庁による金融機関への検査が頻繁に行われるようになると、受検のための準備も含め、各金融機関は、数ヶ月その対応に追われ営業活動が鈍化し、借り手である中小企業への融資活動に影響が及ぶことを懸念する声もある。</p> <p>もとより、金融機関の健全化に水を差すものではないが、こうしたことによって、中小企業向け金融の円滑化に支障をきたすことのないよう配慮いただき、今後とも中小企業の実態を踏まえた基準の改善とその適正な運用を図っていただきたい。(日本商工会議所)</p>
<p>ここで示されている中小・零細企業については、骨太方針(破綻懸念先以下の期限内のオフバランス化)の適用の例外、弾力的対応等を考慮いただきたい。(全国銀行協会)</p>
<p>下記事項について運用上の問題点が明らかになっていることから、早急に検討会を立ち上げ、監督局、日本公認会計士協会とも連携をとって見直しを図っていただきたい。</p> <p>現在の情報開示は、金融再生法上の開示と信用金庫法上の開示の2種類となっている。情報開示は顧客や地域のために実施するという基本に立ち返って考えると、現在のように2種類の情報開示を行うことは顧客の誤解、疑いを生じさせてしまう。そこで、早急に情報開示の1本化を図っていただきたい。(全国信用金庫協会)</p>

コメントの概要
<p>中小・個人企業等では信用補完として、保証協会の利用が一般的に行われている。保証協会扱債権は最終の信用リスクはなく、仮に債務者区分が要管理債権以下となった場合もこれを開示することには一定の配慮が必要であると考えられる。信用リスクのない本件を開示債権とすることは、株主・預金者等に誤解させることになるので、保証協会扱債権を非開示とする統一ルールを検討願いたい。(個人・近畿大阪銀行) (同趣旨の意見：関西銀行、個人・信用金庫役員)</p>
<p>下記事項について運用上の問題点が明らかになっていることから、早急に検討会を立ち上げ、監督局、日本公認会計士協会とも連携をとって見直しを図っていただきたい。 不良債権の開示では、優良担保・保証等 分類と一般担保でカバーされている 分類は、開示対象債権から除く必要がある。 (理由) 中小・零細企業金融では、金融機関の貸倒れコストを軽減化するために担保を設定することが通例となっているため 現行のような全額開示方式では、金融機関の資産内容以上の不良債権を抱えていると誤解され、金融機関の実態を表していないため (全国信用金庫協会)</p>
<p>協同組織金融機関は、債務者の事業所などに頻繁に職員が出向き事業の状況の把握、信頼関係の構築、日常的な経営アドバイスなどを行うのが通常である。こうした業務形態はコストがかかるものの、やめれば中小・零細企業を育てることはできない。預金者保護が最優先と言われているが、実は預金者を保護できれば後は野となれ山となれとみえるのが現在の金融行政だと考える。実態にあった適切なリスク管理を行いながら、適切な資金供給はきちんと行い、経営の健全性を確保するなかで、地域金融に著しい悪影響を及ぼす金融機関の破綻は未然に防ぎ、破綻は絶対に起こさないという金融行政に転換すべき。(個人・布施民主商工会事務局)</p>
<p>金融検査は金融機関の健全な経営を促し、育成するためのもので、検査で不健全経営が明らかになった場合でも、改善を図る期間をとり、ただちにつぶすことをしないこと。(個人・団体職員)</p>
<p>中小企業の育成強化と地域金融機関の育成を政策課題の柱とする。(政策的な位置付けの明確化)(職場の自由と民主主義を守る銀行連絡会)</p>
<p>不良債権処理と貸渋り回避の行政指導の狭間で立ち往生しているのが、金融機関の現状であり、これでは新陳代謝促進のためのリスクテイクが生まれにくい。また政策性を中心においた経営(リスクテイク)は必ずしも株主、預金者の支持を得られるものではない。政府主導の下に、中小企業向け融資が日本経済を軌道に乗せる役割を果たすことを認識し、中小企業専門金融機関の存在意義を一般に認知せしめるように特段の配慮が必要である。(個人・大学教員)</p>
<p>大銀行との住み分けと規制(例えば、保証協会保証つき融資の地域銀行専門取り扱い。大銀行については、地域経済に貢献することを明確にしたものに対して参入許可。貢献度を検査公表。などの施策を導入する。) (職場の自由と民主主義を守る銀行連絡会)</p>
<p>政府系金融機関との住み分け。より純粋な「社会政策」としての政府系金融機関を位置付け。(職場の自由と民主主義を守る銀行連絡会)</p>
<p>昨今政府系金融機関はやり玉にあがるばかりであるが、この転換期にこそ政府系金融機関はその使命を課すべき。即ち限界企業への融資に対する金融検査マニュアルの「幅(自由度)」を政府系に与えて、政策性を遺憾なく発揮させる環境を作ることが大切。ベンチャーに対するリスクマネー、業種転換資金、企業再編資金など企業の環境変化に対するニーズに対しては、企業信用の査定もさることながらその政策的評価も合わせて勘案されるべきであろう。(個人・大学教員)</p>
<p>万一金融機関が破綻した場合においては、信用保証協会が全額付保している債権は、全て受け皿金融機関に引き継ぐこと、50百万円未満の債権で付保されていない債権についても、営業継続の強い意志が確認できる者については、原則として受け皿金融機関に引き継ぐことが相当と考える。(個人・大阪商工団体連合会)</p>
<p>既に金融機関負担で借り手に生命保険を掛けている場合、借り手にその内容を公開するよう金融機関に指導してほしい。(個人)</p>
<p>金融機関は貸出を減らし、資金の運用を国債の購入や外国債の購入、またリスクの高いデリバティブ取引などを行っている。こうしたことが経営危機に発展しているケースがある。こうした資金運用のあり方の指導監督を強化すること。(個人・団体職員)</p>
<p>協同組織金融機関に関しては、出資も資本に算入すべき。(個人・布施民主商工会事務局)</p>

コメントの概要

中小企業の実態把握は定量的なものとしては困難で、定性的な側面が大きなウェイトを持つ。決算書を見ても分からないことが多いということである。一般に信用金庫や信用組合の支店長の在任期間は同一支店に4～5年と都市銀行の支店長と比べて長いというのはそれゆえである。定性的というのは経営能力、意欲、会社内外からの信頼、技術力等です。

中小企業の経営者というのは、現場労働者。自ら労働する。さらに経営者としてマネジメントを行う。資本提供者としてリスクを負い、リターンを得る。

企業規模が大きくなるに従いから、の面が強くなるが、圧倒的に多いのはの部分。法人化しているといっても多くの中小企業は税制面での有利性と若干の世間体を考えて法人化しているのであって、本来の株式会社組織のメリットを考えているのではない。資本の充実、増加などを意識して努めている中小企業は少数。

今般の新マニュアルにおいて運用例を取り上げて紹介しているのは一定の評価はできるが、これで現場が納得できるかは疑問。混乱が拡大するのみではないか。

計数管理は苦手な経営者が多い。特にバブル期には借入が簡単にできたということから、安易な借入に依存してきたことは否定できない。政策としても平成10年の経営安定化特別保証のような制度を実施したのに、今回の新マニュアルとなるとそのギャップの大きさに戸惑うばかり。長期間赤字決算が続いて借入金返済さえままならないのに資金繰り表さえしないような中小企業は多い。

このような中小企業の経営改善は進めなければならないが、このマニュアルによって行うことは困難であり、無用の混乱を起こす。窓口の金融機関としては困惑するだろう。

信用組合、信用金庫は従来より既存の企業を顧客として業績を伸ばすことは困難であり、創業時から中小企業の支援をしつつ、それらの企業の発展と共に組合、金庫が伸びてきたという経緯も多い。中小企業の支援育成面で信用組合や信用金庫の果たしてきた役割は大きなものがある。今後はそのような役割をどこが行うのか。

さらに、新マニュアルと信用保証協会の保証実施、政府系中小企業金融機関の融資基準の乖離が非常に大きいため現場での混乱が懸念される。このことについては金融庁は管轄外ということだろうが政策としての整合性はどうか。

金融システムの再構築という目標は結構だが、金融システムが日本経済の全てではない。一部でしかないということ認識し、日本経済の全体像をイメージしてから金融庁は動くべき。金融機関は立ち直ったが中小企業は消え去ったということでは困る。

整理回収機構のあり方も非常に気になる。大田区では昨年11月2つの信用組合が倒産し、最近、その1つ大栄信用組合の取引先の696企業がRCCに移管された。この696の企業は今後、どのような経緯をたどるのか。想像すると暗澹たる思いを禁じ得ない。

RCCは60億円で696企業の227億円の債権を買い取った。26%の価格である。しかし債務者たる中小企業は227億円支払わねばならない。どこの金融機関の支援を受けることも出来ない状況に追い込まれながらである。こんな馬鹿なことがあるのかと憤りを感じる。RCCは買い取った債権を74%引きで買い取る意志があるか否かをまず、債務者たる中小企業に第一に確認すべきである。事務手数料がかかっているのなら実費程度は上乘せしてもよいだろう。そうすれば多くの中小企業が生き残れる。雇用の確保も可能である。モラルハザードの問題も当然検討すべきだが地域経済の維持、再生を考えるとこのような案はもっと真剣に検討されるべきである。「サンデー毎日」の最近号を見てこの思いはさらに大きくなった。

そのようにトータルに考えるためにも、もう少し時間をかけるべきである。金融機関の現場の担当者レベル、中小企業の経営者にまで金融庁の本当の意図が徹底するには1～2年では無理。少なくとも5年は考えてほしい。国際公約などといって焦らないことである。私は金融庁が考える方向性は納得している。しかしその方法について疑問と不安を持っている。時間をかけてほしい。(個人・中小企業診断士)

江東区においては、本年1月に永代信用組合が破綻し、現在、金融整理管財人により債権の分類が進められているところである。永代信用組合の顧客は、まさに2000万以下の少額の融資を受けている零細企業者が多く、現在のマニュアルを厳格に適用すれば、不良債権に認定される可能性が高いと思われ、RCCへその債権が買い取られる事業者が多数発生する懸念がある。そのような中小企業者を支援するため、今回の新設のマニュアルの内容を先取りする方向で金融整理管財人の方々に対し、ご指導していただくことを希望する。(江東区民部長)

さらに、既にRCCに買い取られた既存の不良債権の中でも、この新設マニュアルに該当する債権もある可能性があります。それらの事業者は、おそらく、金融機関からは、新規融資が受けられず、事業継続が困難となるものと思われる。そのため、それらの事業者に対して、商工中金などの政府系金融機関を活用し、新規融資を実施し支援することを要望する。(江東区民部長)

コメントの概要
<p>自己資本比率算出にあたってのリスクアセット比率について、貸出資産の評価を改めること。特に、中小企業貸出のリスクウェイトを引き下げること。例えば、中小企業の不動産担保部分のリスクウェイトを住宅ローン同様に50%に下げることが望ましい。(中小企業家同友会全国協議会)</p>
<p>根本的な疑問として提起されるのは、金融検査が金融機関のリスクテイクに関する独自性を全面的に否定しようとしていること。また、自己資本比率を金科玉条のように、金融機関の健全性指標としていることである。(個人・生協連合会)</p>
<p>協同組織金融機関は一定の地域の中小業者と地域住民を対象に業務を行うことが義務付けられており、それだけに地域の実情を踏まえた指導・監督ができるようにするために、協同組織金融機関の検査と指導・監督権限を都道府県に移管すること。(個人・団体職員)</p>
<p>東京都信用金庫協会は、信用金庫らしい経営の尺度として、地域主義を確立するための観点 地区別預貸率、重点地区内取引率、多数者利用とリスク管理の観点 融資の上限額、小口多数取引率、公共性・信頼性を高めていく観点 都・区・市・町・村の制度融資取扱比率、保証協会付保率を上げている。このような協同組織金融機関自らが作っている健全性の尺度を尊重した検査を行うこと。(個人・団体職員)</p>
<p>我々は、健全性の他に社会性・公共性の指標から評価する金融アセスメント法を提唱している。</p> <p>金融アセスメント法は、個々の金融機関の営業実態を「地域への円滑な資金供給」や「利用者利便」の観点から公的機関が評価・情報公開をし、金融機関の選択を利用者の判断にゆだねる仕組みとして構想された。これは、アメリカの「地域再投資法」をモデルとし、公正な取引条件の拡充と地域経済の発展に貢献する金融機関を選択することで、地域や中小企業にとって望ましい金融機関を支援し、育成することを狙いとした法律である。</p> <p>金融機関の評価を公開する項目は、例えば、地域貢献度として地元貸出比率や取引率、地域貢献の状況。また、中小企業貢献度としては、中小企業貸出比率や物的担保と無担保比率貸出の比率、女性企業家・NP0等への融資実績。さらに、取引公正度として融資基準及び融資拒否理由の書面通知の有無、苦情処理ルールの有無などをあげている。このような地域・中小企業への「お役立ち」の経営姿勢は金融の本来の理念に合致するものであろう。</p> <p>実際アメリカでは、自己資本比率規制に集約される経営健全性評価とともに、「地域再投資法」(CRA)での評価が、監督官庁の金融機関に対する公的監視機能となっている。また、金融機関の側もCRAを受身でとらえるのではなく、地域貢献・密着の中で顧客ニーズを把握し、新しい市場開拓につなげるところも多いと聞く。</p> <p>いま問われているのは、「マニュアル」だけでなく、21世紀にふさわしい金融システムをどうつくるかであり、関係各位の地域と中小企業に目を向けたご努力を切に願うものである。(中小企業家同友会全国協議会)</p> <p>(同趣旨の意見：個人・団体職員、個人、個人・銀行産業労働組合中央執行副委員長)</p>
<p>債務者区分の変更に伴う追加引き当てについては、金融機関のコスト増につながり、結果的に貸付条件に上乗せに繋がることに鑑み、損金算入措置の実現に向け関係当局との早急な協議を実現されたい。(福井商工会議所)</p>
<p>金融の安定及び金融機関の健全化が、経済の活性化には欠かすことができない。このためすでに個別引当て済みの債権への一般貸倒引当てにあたっては、可能な限り当期損益計算から除外可能とするなどにより、不良債権の早期処理が推進される環境整備も合わせて検討されたい。(福井商工会議所)</p>